



東北大学における安全保障輸出管理 2022年度活動報告書

国立大学法人東北大学

はじめに

東北大学では、2010年3月に安全保障輸出管理規程を制定して安全保障輸出管理を本学のコンプライアンス活動に組み込み、輸出管理体制を構築して以来、学内外の関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、実効的な輸出管理の実践に努めてまいりました。

本活動報告書は、2022年度における本学の安全保障輸出管理に係る活動状況を取りまとめたものです。

安全保障輸出管理は、軍事転用可能な高度な貨物や技術が、大量破壊兵器を開発している国などに渡らないよう、これらの国への輸出について、先進国を中心とした国々で協調して防止するための取組です。

大学においては、研究成果や研究資機材が大量破壊兵器の開発等に利用されないように「貨物の輸出」や「技術の提供」について管理することで、自由な教育・研究環境を保障し、グローバルな教育研究活動を支援するものになります。

本学は、2018年に東北大学ビジョン2030を策定し、「最先端の創造、大変革への挑戦」を掲げ、さらに、2020年にはそのアップデート版として東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略を策定し、「東北大学ビジョン2030の実現の加速とニューノーマルを見据え社会変革を先導する大学を目指すこと」を掲げ、世界で活躍する人材の育成、世界トップレベルの研究の推進、国境を越えた産学連携の推進等、様々な取組を展開・推進してまいりました。そして、本学は国際卓越研究大学の認定に向けて、3つのコミットメントの下、全方位の国際化などの6つの目標を達成する19の戦略により、世界最高水準の研究大学を目指してまいります。一方で、国際的な教育プログラムの創出、国際研究拠点形成や海外機関との共同研究の推進においては、意図せざる技術流出リスクも伴うことから、輸出管理を含め関係法令の順守やリスクマネジメントについても自律的かつ高いレベルでの管理が必要となります。

近年、教育研究活動の国際化・オープン化が進む中、安全保障輸出管理においても、2022年5月からみなし輸出管理の運用が明確化されるなど、これまで以上に厳格な管理が求められております。輸出管理は、大学におけるグローバルな教育研究活動を法的・社会的リスクから守り、安心できる教育研究活動を保証するための重要な手続きになりますので、大学におけるリスクマネジメントの一環であるにとらえ、教育研究活動の日常的なものと認識し、今まで以上に自律的、主体的に管理を実施していく必要があると考えます。

末筆ではありますが、本報告書が本学における安全保障輸出管理の理解の一助となると同時に、我が国の大学等における安全保障輸出管理の制度の普及や課題共有と取組の追求に若干でも寄与できれば幸いです。

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理統括責任者

理事・副学長（総務・財務・国際展開担当） 植木 俊哉

東北大学における安全保障輸出管理

2022年度活動報告書

目 次

第1章 活動状況	1
第2章 判定手続等の取扱実績	5
第3章 調査	11
第4章 教育・普及啓発活動	12
第5章 監査	14
第6章 学外との連携活動等	17

資料

1. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程	20
2. 東北大学安全保障輸出管理体制図	29
(参考資料1) 本部責任者等名簿(2023.3.31現在)	30
(参考資料2) 委員会名簿(2023.3.31現在)	31
(参考資料3) 委員会アドバイザー名簿(2023.3.31現在)	33
(参考資料4) 輸出管理アドバイザー名簿(2023.3.31現在)	34
(参考資料5) 輸出管理担当者名簿(2023.3.31現在)	35
3. 基本フロー図	37
4. 判定手続のフロー図	38
5. 終了前確認チェックフロー図	39
6. 「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」2022年度教員全学講習会資料	40

第1章 活動状況

本学では、2010年3月に安全保障輸出管理体制が発足して以降、国際的な平和及び安全の維持を目的とした外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）を遵守するとともに、大学の国際化や研究環境の変化等、本学の実情に即した輸出管理の制度構築および運用について、様々な取り組みを行ってきた。

以下、Ⅰにおいて2022年度に行った取組みのうち主なものを紹介し、また、Ⅱにおいては委員会の実施状況、本学の輸出管理の状況を報告する。

Ⅰ. 2022年度に行った主な取組み

1. 「みなし輸出管理」の運用明確化に係る手続きの整備

○経緯

国際的な研究活動を促進しイノベーションを創出するため、適切な機微技術管理の重要性が高まっている情勢を踏まえ、令和3年11月18日に役務通達（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について）の改正が行われ、これまで国内において居住者に対して技術の提供を行う場合は輸出管理の対象外となっていたが、技術の提供を受ける居住者が、非居住者への技術の提供と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、「非居住者に提供することを目的とする取引（みなし輸出）」に該当することが明確化され、輸出管理の対象として取り扱うこととなり、令和4年5月1日から施行されることになった。これにより、「特定類型該当者の確認・把握」及び「特定類型該当者に対して技術提供を行う場合の輸出管理の実施」が求められることになったものである。

（参考）

特定類型は、①～③に分類されます。

特定類型①：外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する者

特定類型②：経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

特定類型③：国内において外国政府等の実質的な支配下にある者

○対応の内容

本学では、外国人については従来から居住性にかかわらず輸出管理の手続きを行っているので、「基本的に現行の安全保障輸出管理の手続きの主な流れは変えずに、現行の手続きに特定類型性の確認・把握を行う手続きを加えることで対応する。」こととし、日本人については、新たに誓約書による自己申告、既存の制度による情報（兼業、奨学金受給状況等）に

より、特定類型性の確認・把握を行った上で、特定類型該当者への技術の提供が発生する場合は、輸出管理の手続きを行うこととした。

【具体的な対応内容】

- ・受入（採用）計画時のチェックフロー図に特定類型の確認事項を追加し、特定類型の確認実施
- ・輸出管理シートに特定類型の確認欄を追加し、特定類型の確認実施
- ・教職員を採用する際に、新たに「特定類型該当性に関する誓約書」を提出させ、特定類型の確認実施
- ・兼業の手続きにおいて特定類型の確認実施
- ・学生の奨学金受給状況等による特定類型の確認実施

2. ロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置への対応

ロシアのウクライナ侵攻を受けて、2022年3月から外為法によるロシア・ベラルーシ向け輸出禁止措置が導入されている。

（輸出禁止措置）

- ・国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置
- ・軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置
- ・化学・生物兵器関連物品等の輸出の禁止措置
- ・特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置
- ・先端的な物品等の輸出等の禁止措置
- ・産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置
- ・石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置
- ・奢侈品輸出の禁止措置

これを踏まえて、ロシア・ベラルーシとの取引（輸出、技術提供等）については、事前に安全保障輸出管理室に連絡していただき、ロシア・ベラルーシ向けの輸出禁止措置に該当しないかどうかの確認を行うことを徹底し、適切な対応を行った。

Ⅱ. 委員会の活動状況

2022年度の安全保障輸出管理委員会の活動は以下のとおりである。

【委員会等】

- ・概ね1回／月開催（書面形式）、本委員会前に委員長、副委員長及び輸出管理マネージャーによる事前審査を実施。

2022年度第1回委員会は、みなし輸出管理の運用明確化への対応に係る規程細則等の改正を審議するため、開催形式（オンライン）で実施している。

- ・委員会での主な審議は、規程細則等の改正関係、懸念先からの受入れ等。

【普及・啓発活動】

- ・教員向け講習会及び事務担当者向け説明会を開催（詳細については、第4章を参照）。

【監査・評価活動】

- ・10月に監査（実地監査及び書面監査）を実施（詳細については、第5章を参照）。

● 2022年度安全保障輸出管理委員会活動状況

年月	委員会等	普及・啓発活動	監査・評価活動
2022年 4月	4/12 事前審査 4/15 第1回委員会 (オンライン開催) 第2回委員会(書面)	4/14 教員全学講習会(工学部) (オンライン) 4/25, 26 みなし輸出管理の明確化への対応に関する説明会(オンライン)	
5月	5/13 事前審査 第3回委員会(書面)		
6月	6/14 事前審査 第4回委員会(書面)		
7月	7/12 事前審査 第5回委員会(書面)	7/25, 27 教員全学講習会 (オンライン) 7/26, 27 実務担当者講習会兼 輸出管理担当者研修会 (オンライン)	
8月	休会		
9月	9/7 事前審査 第6回委員会(書面)		
10月	10/6 事前審査 第7回委員会(書面)	10/6 教員全学講習会(工学部) (オンライン)	定期監査
11月	11/15 事前審査 第8回委員会(書面)		
12月	12/19 事前審査 第9回委員会(書面)	12/22 教員全学講習会(オンライン)	
2023年 1月	事前審査(書面) 第10回委員会(書面)	1/30 実務担当者講習会兼輸出 管理担当者研修会(オンライン)	
2月	2/3 事前審査 第11回委員会(書面)		
3月	3/6 事前審査 第12回委員会(書面)		

第2章 判定手続等の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、判定手続等の取扱実績を件数ベースで説明する。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて段階的に手続書類（輸出管理シート）に記入する項目を増やし、判定手続きについても同様に取引の懸念性の度合いに応じた審査体制を構築し慎重な審査を実施している（濃淡管理の実施）。

I. 判定手続等の構成

1. 入口管理

①判定手続（詳細は資料4参照）

懸念性	低い	比較的高い	高い
審査	事前確認	該非判定及び取引審査	委員会審査
承認及び判定	部局限りで承認	部局判定に加え 輸出管理室において内容確認	委員会にて審議、最終的には統括責任者が承認
相手先	懸念先を除く国	懸念先を除く国	懸念先出身者及び在籍者（過去に在籍した者を含む）
判定基準	・公知の技術 ・例外規定に該当 ・非該当証明書取得済	・例外規定に該当しない ・非該当証明書を取得していない貨物	・輸出貨物及び提供技術の内容如何に関わらず実施

・委員会審査について

懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
高 High-risk: 転用可能性が相対的に高い重大なケース	部局管理責任者（部局長）	委員長・副委員長・マネージャー（事前審査を実施）	安全保障輸出管理委員会、統括責任者（理事・副学長）



2. 中間管理

①再判定手続

上記 1. の判定手続を終えて取引を開始するまでの間、又は取引を開始した後、以下に該当する場合には改めて上記 1. の判定手続を行う。

- 1) 提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合。
- 2) 受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に指定された場合。
- 3) 特定類型に該当し、技術の提供を受ける場合

3. 出口管理

①終了前確認

上記 1 又は 2 の手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間（判定手続における審査の対象期間）終了後の進路先が確定した場合には、受入者である教員等は、原則として終了予定日の遅くとも 1 月前までに、終了前確認チェックフロー図（資料 5 参照）に従い終了前確認を行う。

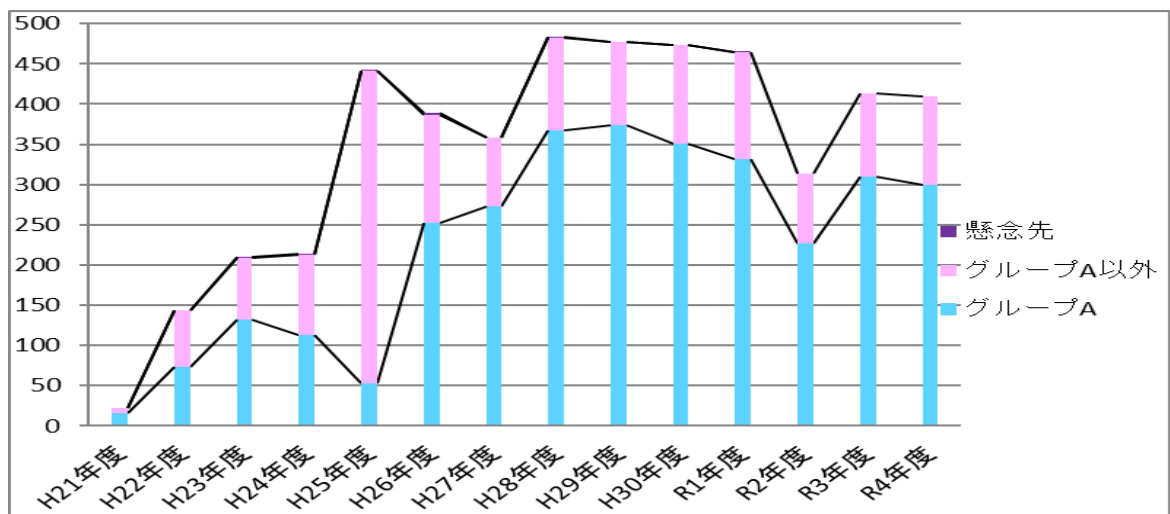
Ⅱ. 取扱実績

1. 判定手続の取扱実績

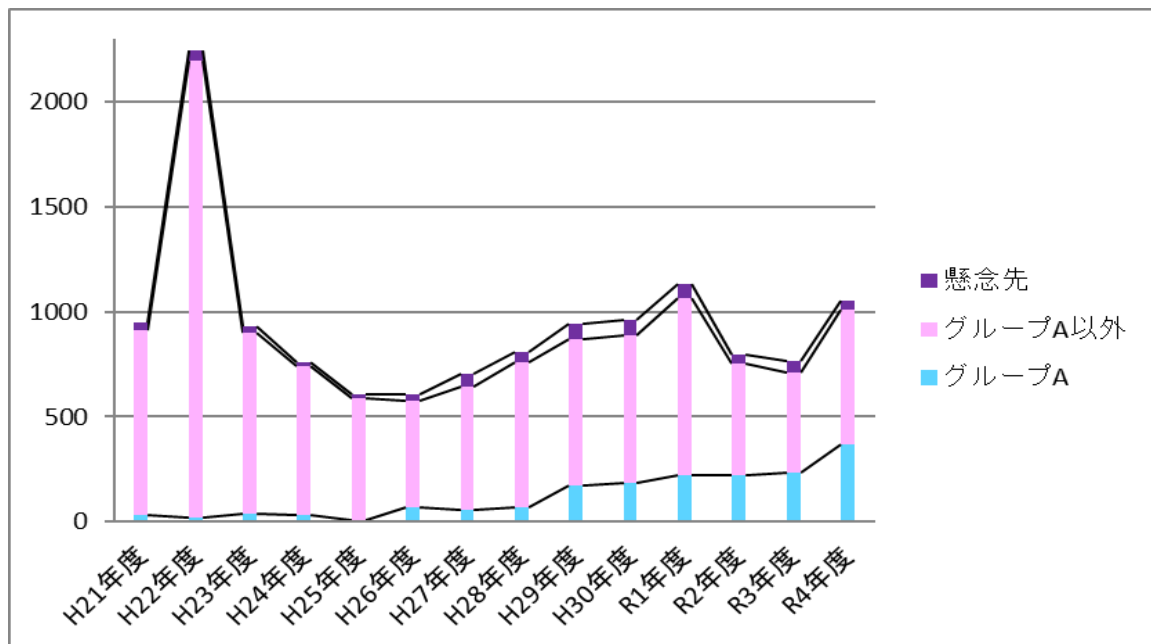
① 判定手続き件数推移

種別	提供先所在国	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
貨物	グループA	16	73	132	113	53	252	273	367	374	351	331	227	310	299
	上記以外	6	71	77	100	388	135	86	116	103	122	134	87	103	110
	懸念先	0	0	1	1	1	2	0	1	0	0	1	1	1	0
	計	22	144	210	214	442	389	359	484	477	473	466	315	414	409
役務	グループA	31	20	41	31	7	68	55	66	171	183	221	222	236	366
	上記以外	881	2175	858	708	579	511	588	693	700	704	843	533	475	646
	懸念先	35	49	30	20	19	28	64	51	74	76	67	41	53	41
	計	947	2244	929	759	605	607	707	810	945	963	1131	796	764	1053
合計		969	2388	1139	973	1047	996	1066	1294	1422	1436	1597	1111	1178	1462

・貨物



・役務



② 2022年度取扱件数及び判定結果

種別	提供先所在国	件数	リスト規制該当		リスト規制非該当
			経産省への許可申請案件	一般包括許可適用案件	
貨物	グループA	299	0	6	293
	上記以外	110	0	—	110
	懸念先	0	0	—	0
	計	409	0	6	403
役務 (受入、技術提供)	グループA	366	0	0	366
	上記以外	646	0	—	646
	懸念先	41	0	—	41
	計	1053	0	0	1053
合計		1462	0	6	1456

③ 2022年度月別取扱件数

●懸念先以外を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	58	63	102	88	72	118	50	60	82	116	78	106	993
貨物の輸出(非該当証明書)	1	0	1	0	1	3	2	3	0	4	2	2	19
技術の提供・受入れ(例外規定)	57	63	101	88	71	115	48	57	82	112	76	104	974

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	19	27	25	10	24	23	23	26	18	16	24	21	256
貨物の輸出	16	25	18	9	20	18	17	25	16	12	21	21	218
(内訳) 輸出許可申請必要													0
(内訳) 一般包括許可適用	2	1				1		1			1		6
(内訳) 輸出許可申請不要	14	24	18	9	20	17	17	24	16	12	20	21	212
技術の提供・受入れ	3	2	7	1	4	5	6	1	2	4	3	0	38
(内訳) 役務取引許可申請必要													0
(内訳) 一般包括許可適用													0
(内訳) 役務取引許可申請不要	3	2	7	1	4	5	6	1	2	4	3	0	38

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	10	15	14	10	11	9	19	24	13	16	15	16	172
(内訳) 輸出許可申請必要													
(内訳) 一般包括許可適用													
(内訳) 輸出許可取得不要	10	15	14	10	11	9	19	24	13	16	15	16	172

●懸念先を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会開催回	2回	3回	4回	5回	-	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	
統括責任者の最終確認を経て承認した案件	2	1	4	1	0	7	2	3	3	1	3	5	32
貨物の輸出													0
技術の提供・受入れ(研究テーマの変更を含む)	2	1	4	1		7	2	3	3	1	3	5	32
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	1	1	3			4	1	3	3	1	2	5	24
(内訳) 軍事・国防関連機関			1	1									2
(内訳) 懸念国	1						1						2
(内訳) 国連武器禁輸国・地域						3					1		4
全学管理責任者裁定により承認した案件	1	0	0	0		0	0	2	0	3	1	0	7
貨物の輸出													0
技術の提供・受入れ	1	0	0	0		0	0	2	0	3	1	0	7
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	1										1		2
(内訳) 軍事・国防関連機関								1		1			2
(内訳) 懸念国								1		2			3
(内訳) 国連武器禁輸国・地域													0
事前確認により取引を承認した案件	0	0	0	0		0	0	0	0	0	2	0	2
貨物の輸出(非該当証明書)													0
懸念先からの訪問者等の受入れ(誓約書提出)	0	0	0	0		0	0	0	0	0	2	0	2
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関											1		1
(内訳) 軍事・国防関連機関											1		1
(内訳) 懸念国													0
(内訳) 国連武器禁輸国・地域													0
合計	3	1	4	1	0	7	2	5	3	4	6	5	41

●スーパーコンピュータ利用申請

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
居住性等を確認した案件	22	6	5	11	8	2	11	12	1	1	7	18	104
(内訳) 役務取引許可申請必要													0
(内訳) ホワイト包括許可適用													0
(内訳) 役務取引許可取得不要	22	6	5	11	8	2	11	12	1	1	7	18	104

2. 終了前確認の取扱実績

① 取扱件数推移

懸念先以外として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	1	4	0	0	0	0	1	0	5	6	3	20
帰国時の貨物持ち帰り	0	4	1	0	0	3	1	3	3	1	4	2	22
合計	0	5	5	0	0	3	1	4	3	6	10	5	42

懸念先として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
提供技術の追加・変更有	2	0	1	2	2	3	3	2	4	1	0	1	21
帰国時の貨物持ち帰り	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	5
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	29	17	24	36	45	32	26	23	34	21	23	35	345
合計	32	18	25	39	47	35	29	25	38	23	24	36	371

② 2022年度月別取扱件数

●懸念先以外として受入れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	3
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
届出があったが上記いずれにも 該当しない届出	0	1	2	2	0	4	0	0	3	0	4	3	19
計	0	1	2	2	0	5	0	1	3	1	4	5	24

●懸念先として受入れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	0	0	0	0	0	14	1	3	0	1	3	13	35
計	0	0	0	0	0	14	1	3	0	1	3	14	36

第3章 調査

本学では、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行っている。それは、手続きの遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ低減させるため、また、取引の主体である教員等に輸出管理の意識の涵養を図ることを目的として実施しているものである。

この調査の概要については、以下のとおりである。

I 実施状況

1. 実施時期

2022年6月～7月

2. 調査対象部局

すべての輸出管理対象部局（60部局）

3. 調査対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員、ただし、以下については調査の対象外とした。

- ・過去の調査において、文系（非実験系）として申告した者。
- ・過去の調査において、当該部局から研究分野を「理系」「文系（実験系）」として申告している者で、貨物及び技術の該非確認欄の記入及び活用予定がない者。

4. 調査単位

研究室、技術部等。ただし、文系部局等において教員ごとに独立した教育研究活動が行われている場合については、各教員。

5. 調査内容

リスト規制貨物・技術の保有状況（外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術に限る。）

6. 調査結果

○調査票提出数：141件

○外国に輸出する予定のある貨物があると回答したもの（43件）のうち、当該貨物がリスト規制に該当する旨の回答が14件あった。（実際に輸出する際は、別途安全保障輸出管理室において該非を再度確認。）

○外国又は留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術があると回答したもの（91件）のうち、当該技術がリスト規制に該当する旨の回答が12件あった。（実際に技術提供を行う際は、別途安全保障輸出管理室において該非を再度確認。）

第4章 教育・普及啓発活動

本学では、輸出管理の必要性並びに外為法等及び本学の管理体制・手続き等の内容を理解させるとともに、その確実な実施を図るため、安全保障輸出管理委員会が、教育の基本方針に基づき、教員等に対し計画的に教育を行うこととしている。

本学における教育及び普及啓発活動の内容については、以下のとおりである。

1. 教員全学講習会【委員会開催分】

① 教員全学講習会（上半期）

演題：『安全保障輸出管理の規制と管理体制』

開催日時	会場・講師	参加人数
4月14日（木） 13:20～14:00	オンライン開催 講師：足立幸志委員長 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	—
7月25日（月） 11:00～12:00	オンライン開催 講師：足立幸志委員長	58名
7月27日（水） 11:00～12:00	オンライン開催 講師：足立幸志委員長	24名

② 教員全学講習会（下半期）

演題：『安全保障輸出管理の規制と管理体制』

開催日時	会場・講師	参加人数
10月6日（木） 13:20～14:00	オンライン開催 講師：斎藤芳郎副委員長 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	—
12月22日（木） 13:00～14:00	オンライン開催 講師：徳増崇副委員長	123名

2. 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

① 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（上半期）

内容 1 外為法の規制概要、本学の輸出管理体制

内容 2 本学の輸出管理に関する学内手続き等

開催日時	会場・説明者	参加人数
7月26日（火） 10:30～12:00	オンライン開催 説明者：安全保障輸出管理室	44名
7月27日（水） 13:30～15:00	オンライン開催 説明者：安全保障輸出管理室	67名

② 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（下半期）

内容 1 外為法の規制概要、本学の輸出管理体制

内容 2 本学の輸出管理に関する学内手続き等

開催日時	会場・説明者	参加人数
1月30日（月） 13:30～15:00	オンライン開催 説明者：安全保障輸出管理室	88名

3. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

2022年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり実施することが出来なかったが、新任のアドバイザーには、教員全学講習会等にできる限り参加いただいた。

4. その他

① みなし輸出管理の明確化への対応に関する説明会

内容 1：『みなし輸出管理の明確化への対応について』

内容 2：『みなし輸出管理の明確化への対応に係る今後の手続き等について』

開催日時	会場・説明者	参加人数
4月25日（月） 13:00～14:30	オンライン開催 説明者：内容 1 足立幸志委員長 内容 2 安全保障輸出管理室	125名
4月26日（火） 10:00～11:30	オンライン開催 説明者：内容 1 足立幸志委員長 内容 2 安全保障輸出管理室	108名

第5章 監査

本学では、本学における輸出管理が、外為法等及び本学の規程に基づき適正に実施されていることを確認するために、安全保障出管理委員会が、監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うこととしている。

定期監査の実施体制及び監査結果の概要のほか、その結果を踏まえた対応状況については、以下のとおりである。

I. 実施体制

(1) 実施期間

令和4年10月12日（水）～10月21日（金）

(2) 監査対象部局

【実地監査】

農学研究科、情報科学研究科、加齢医学研究所、流体科学研究所、サイバーサイエンスセンター、未来科学技術共同研究センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター（7部局）（アンダーラインは教員ヒアリング実施部局）

【書面監査】

昨年度の実地監査の結果、「不適切事項」、「対応要望事項」に相当する不備が確認された部局（5部局）

(3) 監査項目（主なもの）

- ①判定手続（事前確認、該非判定・取引審査）及び終了前確認の履行状況
- ②部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
- ③委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
- ④前年度の指摘に対する再発防止のための対応（書面監査対象）

(4) 監査方法

【実地監査】上記「(3) 監査項目①～③」について、ヒアリング及び事前に提出された名簿等から手続き状況について確認（オンライン）

【書面監査】上記「(3) 監査項目④」について、書面による対応状況の確認

(5) 監査対応

【実地監査】

○事務職員ヒアリング

本部：法務・コンプライアンス課長及び安全保障輸出管理室

部局：輸出管理担当者（※部局により、その他実務補助者）及び所定の担当係（係長等又は実務担当者）

○教員ヒアリング

本部：安全保障輸出管理委員会委員長、副委員長、法務・コンプライアンス課長及び
安全保障輸出管理室

部局：委員会審査案件等の申請教員及び部局輸出管理担当者

Ⅱ. 監査結果（概要）

1. 【実地監査】

ヒアリング及び事前に提出された名簿等から手続き状況についての確認による実地監査の結果は、以下のとおり。

【1】事務職員ヒアリング

（1）優れた取組み・・・1件（1テーマ）

○部局内における普及啓発に関するもの

新規採用者オリエンテーションの際に、輸出管理アドバイザーから輸出管理について説明を行っている。【加齢医学研究所】

（2）改善要請事項・・・該当なし

（3）不適切事項・・・4件（1テーマ）

○判定手続きの履行に関するもの

現 状	教員が取引を行おうとするときは、輸出管理シートに基づき外為令の例外規定への該当の有無等について確認を行い、部局管理責任者の事前確認を得なければならないが、留学生等の受入れに当たって、 <u>安全保障輸出管理規程第20条及び細則第5条</u> に基づく輸出管理手続きを実施していない事例があった。 【1部局】
指摘事項	留学生等の受入れについて、所定の担当係及び輸出管理担当者は、輸出管理手続き実施の可否を相互に確認し、輸出管理手続きの遺漏防止を徹底すること。
現 状	教員が取引を行おうとするときは、輸出管理シートに基づき外為令の例外規定への該当の有無等について確認を行い、部局管理責任者の事前確認を得なければならないが、共同研究等の実施に当たって、 <u>安全保障輸出管理規程第20条及び細則第5条</u> に基づく輸出管理手続きを実施していない事例があった。 【3部局】
指摘事項	共同研究等の実施について、所定の担当係及び輸出管理担当者は、輸出管理手続き実施の可否を相互に確認し、輸出管理手続きの遺漏防止を徹底すること。

(4) 対応要望事項 ・ ・ ・ 4件 (1テーマ)

○判定手続きの履行に関するもの	
現 状	留学生等の受入教員・受入身分・受入期間の変更等があった場合は、変更内容の確認や受入記録の修正等の輸出管理に係る手続きを行う必要があるが、実施していない事例があった。【4部局】
指摘事項	留学生等の受入教員・受入身分・受入期間等の変更について、所定の担当係及び輸出管理担当者は、輸出管理手続き実施の可否を相互に確認し、輸出管理手続きの遺漏防止を徹底すること。

【2】教員ヒアリング

委員会案件として対応した海外からの受入れを行っている教員に対して、受入後の状況や手続き等について確認を行った。対象教員の研究室において、いずれも受入れに関する適切な管理ができていることを確認した。

2. 【書面監査】

昨年度の監査において、指摘事項が付された5部局いずれの部局も再発の防止のため適切に事後対応を行っていることが書面監査で確認できた。

3. その他

JSPS 二国間交流事業共同研究等について、輸出管理の手続きが行われていないケースが散見されたので、JSPS 二国間交流事業の応募通知の際に、輸出管理の手続きを行った上で申請するように周知いただくよう、担当部署へ依頼することとした。

第6章 学外との連携活動等

1. 学外における研修会等への参加

① 経済産業省主催関係

- ・名称：令和4年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会①
開催日：令和4年9月2日（金）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

- ・名称：令和4年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会②
開催日：令和4年9月12日（月）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

- ・名称：令和4年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会③
開催日：令和4年9月21日（水）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

- ・名称：令和4年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会④
開催日：令和5年1月16日（月）（大阪開催）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

- ・名称：令和4年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会⑤
開催日：令和5年1月25日（水）（東京開催）
本学参加者：安全保障輸出管理室2名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

- ・名称：令和4年度 大学等輸出管理担当者向け講習会
（東北地域大学輸出管理ネットワーク会議対象）
開催日：令和4年11月29日（火）、30日（水）
会場：東北大学
本学参加者：安全保障輸出管理室3名
内容：大学における安全保障貿易管理のための基礎知識、リスト規制～合体マトリクス表の使い方～、キャッチオール規制～留学生審査の着眼点～等

- ・ 名称：第6回東北地域大学輸出管理ネットワーク会議
開催日：令和5年1月20日（金）
会場：東北大学（オンライン参加可）
本学参加者：法務・コンプライアンス課長、安全保障輸出管理室3名（会場参加）
内容：みなし輸出管理の運用明確化への対応状況紹介等

- ・ 名称：地域ネットワーク会議運営情報共有会議
開催日：令和5年2月21日（火）（東京開催）
本学参加者：法務・コンプライアンス課長、安全保障輸出管理室1名
内容：地域ネットワーク会議での取組例紹介等

② C I S T E C主催関係

- ・ 名称：最近の外為法関連の制度改正について
～みなし輸出、遵守基準改正、規制番号国際化、産構審提言関連～
開催日：令和4年4月14日（木）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室3名
内容：みなし輸出、遵守基準改正、規制番号国際化、産構審提言関連
- ・ 名称：実務演習コース＜該非判定＞
開催日：令和4年7月14日（木）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：該非判定の基礎、該非判定の演習と解説
- ・ 名称：米国法の基礎と再輸出規制の実務
開催日：令和4年9月9日（金）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室3名
内容：米国再輸出規制の基礎及び米国の最新動向、再輸出管理の実務等
- ・ 名称：輸出管理基礎コース（秋期）
開催日：令和4年10月7日（金）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：輸出管理の枠組と制度、リスト規制と該非判定、取引審査の基礎

- ・ 名称：米国の対中輸出規制－半導体製造・スパコン関連（10/7 公布）に関する説明会
開催日：令和4年12月21日（水）
本学参加者：安全保障輸出管理室3名
内容：米国の対中輸出規制（半導体製造・スパコン関連（10/7 公布））
- ・ 名称：技術提供管理に関する研修会
開催日：令和5年2月24日（金）（オンライン）
本学参加者：安全保障輸出管理室2名
内容：技術提供の解説、技術提供管理の実務

③ その他

- ・ 名称：輸出管理 DAY for ACADEMIA 2022
開催日：令和4年8月5日（金）（東京開催）
本学参加者：安全保障輸出管理室2名
内容：新たな局面を迎える大学輸出管理

2. 学外に向けた対応

- ・ 名称：令和4年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会⑤
開催日：令和5年1月25日（水）（東京開催）
講演者：佐々木孝彦 教授（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）
内容：東北大学における安全保障輸出管理の運用状況紹介
－みなし輸出管理の明確化への対応－

○国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成 22 年 1 月 27 日

規第 1 号

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 管理体制（第 5 条—第 12 条）
- 第 3 章 安全保障輸出管理委員会（第 13 条—第 19 条）
- 第 4 章 手続（第 20 条—第 22 条）
- 第 5 章 管理（第 23 条—第 26 条）
- 第 6 章 危機管理（第 27 条）
- 第 7 章 教育（第 28 条・第 29 条）
- 第 8 章 監査（第 30 条）
- 第 9 章 懲戒（第 31 条）
- 第 10 章 雑則（第 32 条・第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、本学の教員その他の職員（以下「教員等」という。）が行う技術（外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）の提供及び貨物（輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸出に適用する。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく命令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等（外為法第 25 条第 3 項第 1 号イの特定記録媒体等をいう。以下同じ。）の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第 6 条第 1 項第 6 号に定める者をいう。以下この号において同じ。）若しくは居住者（外為法第 6 条第 1 項第 5 号に定める者をいう。以下この号において同じ。）であって、当該者への技術の提供が、事実上非居住者への技術の提供と同一と認

められる程度に当該非居住者から影響を受けている状態にある自然人（以下この号において「特定類型該当者」という。）への技術の提供（非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者（特定類型該当者を除く。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。

三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。

四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

五 部局 各研究科、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第20条第1項に規定する各機構、同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等及び組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等をいう。

六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。

九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（基本方針）

第4条 本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。

三 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

第2章 管理体制

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、総長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

（安全保障輸出全学管理責任者）

第7条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させるため、安全保障輸出全学管理責任者（以下「全学管理責任者」という。）を置く。

2 全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

（安全保障輸出管理マネージャー）

第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置く。

2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。

（安全保障輸出管理室）

第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。

（安全保障輸出部局管理責任者等）

第10条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。

2 部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

3 部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。

（安全保障輸出管理アドバイザー）

第11条 部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

3 輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等（前項の規定により複数の部局が合同で置く場合にあつては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の教員等）をもって充てる。

（安全保障輸出管理担当者）

第12条 部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者（以下「輸出管理担当者」という。）を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

2 輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあつては当該部局の部局管理責任者が指名

する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあつては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

第3章 安全保障輸出管理委員会

(安全保障輸出管理委員会の設置)

第13条 本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項
- 二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項
- 四 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- 五 その他輸出管理に関する重要事項

(組織)

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
- 二 総務企画部長並びに総務企画部法務・コンプライアンス課長、総務企画部国際企画課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長及び財務部資産管理課長
- 三 輸出管理マネージャー
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第16条 委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第17条 第15条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第18条 第15条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第4章 手続

(事前確認)

第20条 教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定（外為令第17条第5項の規定をいう。）への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

(該非判定・取引審査)

第21条 教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引その他別に定める取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき次に掲げる確認を行い、別に定めるところにより、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者による該非判定及び取引審査を受け、その承認を得なければならない。

- 一 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。
- 二 輸出令の例外規定の確認 前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第4条第1項の規定に該当するか否かを確認すること。
- 三 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。
- 四 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。

2 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。

- 2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。
- 3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

第5章 管理

(調査)

第23条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものとする。

(技術の提供管理)

第24条 教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第25条 教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。

5 全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書等の保存等)

第26条 教員等は、輸出管理の手続に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

第6章 危機管理

(通報及び報告)

第27条 教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を經由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について協議するものとする。

4 前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、取引審査において取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあっては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者にあっては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあっては統括責任者を經由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

第7章 教育

(教員等への教育)

第28条 外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

2 部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育)

第29条 教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

第8章 監査

(監査)

第30条 本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。

2 委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

第9章 懲戒

(懲戒)

第31条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

第10章 雑則

(事務)

第32条 輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規第151号）の定めるところによる。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、第26条第2項の規定は、平成21年11月1日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年4月13日規第55号改正）

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月13日規第73号改正）

この規程は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成２２年１１月９日規第９４号改正）

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附 則（平成２３年２月９日規第４号改正）

１ この規程は、平成２３年２月９日から施行する。

２ この規程施行の際現に改正前の第２０条又は第２１条の規定により事前確認又は該非判定及び取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の手続は、改正後の第２０条又は第２１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２３年１０月１１日規第９４号改正）

この規程は、平成２３年１０月１１日から施行し、改正後の第１５条第２号の規定は、平成２３年１０月１日から適用する。

附 則（平成２４年３月１３日規第２０号改正）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年５月８日規第６４号改正）

この規程は、平成２４年５月８日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は平成２４年２月１日から、改正後の第１５条第２号の規定は平成２４年４月１日から適用する。

附 則（平成２５年４月２３日規第７９号改正）

この規程は、平成２５年４月２３日から施行し、改正後の第３条第５号及び第１５条第２号の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則（平成２６年４月２２日規第９８号改正）

この規程は、平成２６年４月２２日から施行し、改正後の第３条第５号及び第１５条第２号の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則（平成２６年７月８日規第１２９号改正）

この規程は、平成２６年７月８日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は、平成２６年７月１日から適用する。

附 則（平成２６年１２月２２日規第１５８号改正）

この規程は、平成２６年１２月２２日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は、平成２６年１０月１日から適用する。

附 則（平成２７年４月２８日規第７０号改正）

この規程は、平成２７年４月２８日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年４月２６日規第６０号改正）

この規程は、平成２８年４月２６日から施行し、〔中略〕平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年４月２５日規第９８号改正）

この規程は、平成２９年４月２５日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年５月８日規第１２６号改正）

この規程は、平成３０年５月８日から施行し、改正後の第３条第５号の規定（「及び」を「、」に改める部分、「第２９条」を「第２７条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、

材料科学高等研究所及び学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。)は、平成30年1月30日から、改正後の同項の規定(「、教育情報学研究部」を削る部分に限る。)は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年9月11日規第156号改正)

この規程は、平成30年9月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則(平成31年4月23日規第86号改正)

この規程は、平成31年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年7月9日規第14号改正)

この規程は、令和元年7月9日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、令和元年7月1日から適用する。

附 則(令和4年4月26日規第85号改正)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

東北大学安全保障輸出管理体制図

《 東北大学 》

最高責任者(総長)

統括責任者(理事・副学長)

《本部》

安全保障輸出管理委員会

委員長(全学管理責任者)

副委員長(2名)

委員(事務職員)

安全保障輸出管理室

・室長(輸出管理マネージャー)

関係部署の長

委員(教員)

・輸出管理アドバイザー

・その他委員会が必要と認めた者

《部局》

部局管理責任者(部局長)

専攻長等

輸出管理担当者

輸出管理アドバイザー

所定の担当係

申請者(教員等)

経済産業省・東北経済産業局

①基本方針・基本施策の決定

②規程の改廃

③危機発生時の対応策の最終決定

④輸出管理上の重要事項に関する決定

①輸出管理業務の統括

②規程に基づく細則等の制定及び改廃

③該非判定・取引審査の最終確認

④監査及び教育に係る基本方針の策定

⑤危機発生時の対応策の策定

【委員長・全学輸出管理責任者】

①輸出管理業務の実務上の統括

②該非判定・取引審査の本部判定

③危機発生時の総括及び情報管理

④監査及び教育の実施(総括)

【安全保障輸出管理室・室長(輸出管理マネージャー)】

①全学管理責任者の補佐

②教員等からの相談への対応

③経済産業省への問い合わせ窓口

④規程、細則等の立案

⑤監査及び教育の実施(企画・実務)

⑥危機発生時の初期対応・連絡調整

⑦法令情報及び学内外の情報の収集・整理

【安全保障輸出管理委員会委員】

①該非判定・取引審査の本部判定への助言

②その他輸出管理に係る専門的助言

①部局における輸出管理業務の統括

②該非判定・取引審査の部局判定

③外国における技術・貨物の紛失・盗難時の通報

④危機発生時の報告

①外為法上の専門的助言

資料2

本部責任者等名簿(令和4年度)

責任者等	氏名	職名
最高責任者	大野 英男	総長
統括責任者	植木 俊哉	理事・副学長 (総務・財務・国際展開担当)
委員長兼 全学管理責任者	足立 幸志	大学院工学研究科 副研究科長・教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	斎藤 芳郎	大学院薬学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	徳増 崇	流体科学研究所 教授
委員兼 総務企画部長	谷口 善孝	総務企画部長
委員兼 総務企画部法務・コンプライアンス課長	菅原 隆	総務企画部法務・コンプライアンス課長
委員兼 総務企画部法務・コンプライアンス課 安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー	小松山 勝樹	総務企画部法務・コンプライアンス課 安全保障輸出管理室長

(令和5年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会委員 名簿（令和4年度）

No.	区分	氏 名	所属・役職
1	委員長	足 立 幸 志	工学研究科 副研究科長・教授
2	副委員長	斎 藤 芳 郎	薬学研究科 教授
3	副委員長	徳 増 崇	流体科学研究所 教授
4	委員	橋 本 久 子	理学研究科 教授
5	委員	掛 川 武	理学研究科 教授
6	委員	赤 池 孝 章	医学系研究科 教授
7	委員	植 田 琢 也	医学系研究科 教授
8	委員	齋 藤 正 寛	歯学研究科 教授
9	委員	燈 明 泰 成	工学研究科 教授
10	委員	山 本 雅 哉	工学研究科 教授
11	委員	李 玉 友	工学研究科 教授
12	委員	白 川 仁	農学研究科 教授
13	委員	鏡 慎 吾	情報科学研究科 准教授
14	委員	佐 藤 修 正	生命科学研究科 准教授
15	委員	八 代 圭 司	環境科学研究科 准教授
16	委員	神 崎 展	医工学研究科 教授
17	委員	加 藤 秀 実	金属材料研究所 教授
18	委員	杉 浦 元 亮	加齢医学研究所 教授
19	委員	植 田 滋	多元物質科学研究所 教授
20	委員	石 山 和 志	電気通信研究所 教授
21	委員	五十子 幸 樹	災害科学国際研究所 教授
22	委員	後 藤 章 夫	東北アジア研究センター 助教
23	委員	末 包 文 彦	ニュートリノ科学研究センター 教授
24	委員	粕 壁 善 隆	高度教養教育・学生支援機構 教授
25	委員	津 田 健 治	学際科学フロンティア研究所 教授

26	委員	寺 川 貴 樹	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
27	委員	平 塚 洋 一	未来科学技術共同研究センター 特任准教授
28	委員	水 木 敬 明	サイバーサイエンスセンター 准教授
29	委員	熊 代 良太郎	材料科学高等研究所 特任准教授
30	委員	布 施 昇 男	東北メディカル・メガバンク機構 教授
31	委員	戸 津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 教授
32	委員	永 沼 博	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 准教授
33	委員	齋 藤 仁	副理事
34	委員	谷 口 善 孝	総務企画部長
35	委員	原 田 誠 也	人事企画部人事給与課長
36	委員	坂 本 直 也	教育・学生支援部留学生課長
37	委員	安 藤 元 光	財務部資産管理課長
38	委員	田 中 みずき	総務企画部国際企画課長
39	委員	菅 原 隆	総務企画部法務・コンプライアンス課長
40	委員	小松山 勝 樹	総務企画部法務・コンプライアンス課 安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー

(令和5年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会アドバイザー 名簿

No.	氏名	所属・役職	在任時職名	在任期間
1	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授	委員長 全学管理責任者	平成 22 年 3 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
2	根東 義則	大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
3	大町真一郎	大学院工学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
4	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授	委員長 全学管理責任者	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
5	倉田祥一郎	大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日
6	吉見 享祐	大学院工学研究科 教授	委員長 全学管理責任者 ※26 年度は副委員長	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日
7	赤池 孝章	大学院医学系研究科 教授	副委員長	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和元年 9 月 30 日
8	石山 和志	電気通信研究所 教授	委員長 全学管理責任者 ※30 年度は副委員長	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿（令和4年度）

（委員を兼ねない者に限る）

No.	氏名	部局名
1	川勝 年洋	理学研究科 教授
2	都築 暢夫	理学研究科 教授
3	古川 徹	医学系研究科 教授
4	大和田祐二	医学系研究科 教授
5	和田 基	医学系研究科 教授
6	青木 正志	医学系研究科 教授
7	三浦 昌人	医学系研究科 教授
8	守田 匡伸	医学系研究科 講師
9	長尾 大輔	工学研究科 教授
10	宮崎 譲	工学研究科 教授
11	村尾 修	工学研究科 教授
12	高橋 信	工学研究科 教授
13	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授
14	小俣 孝久	多元物質科学研究所 教授
15	辻森 樹	東北アジア研究センター 教授

（令和5年3月31日現在）

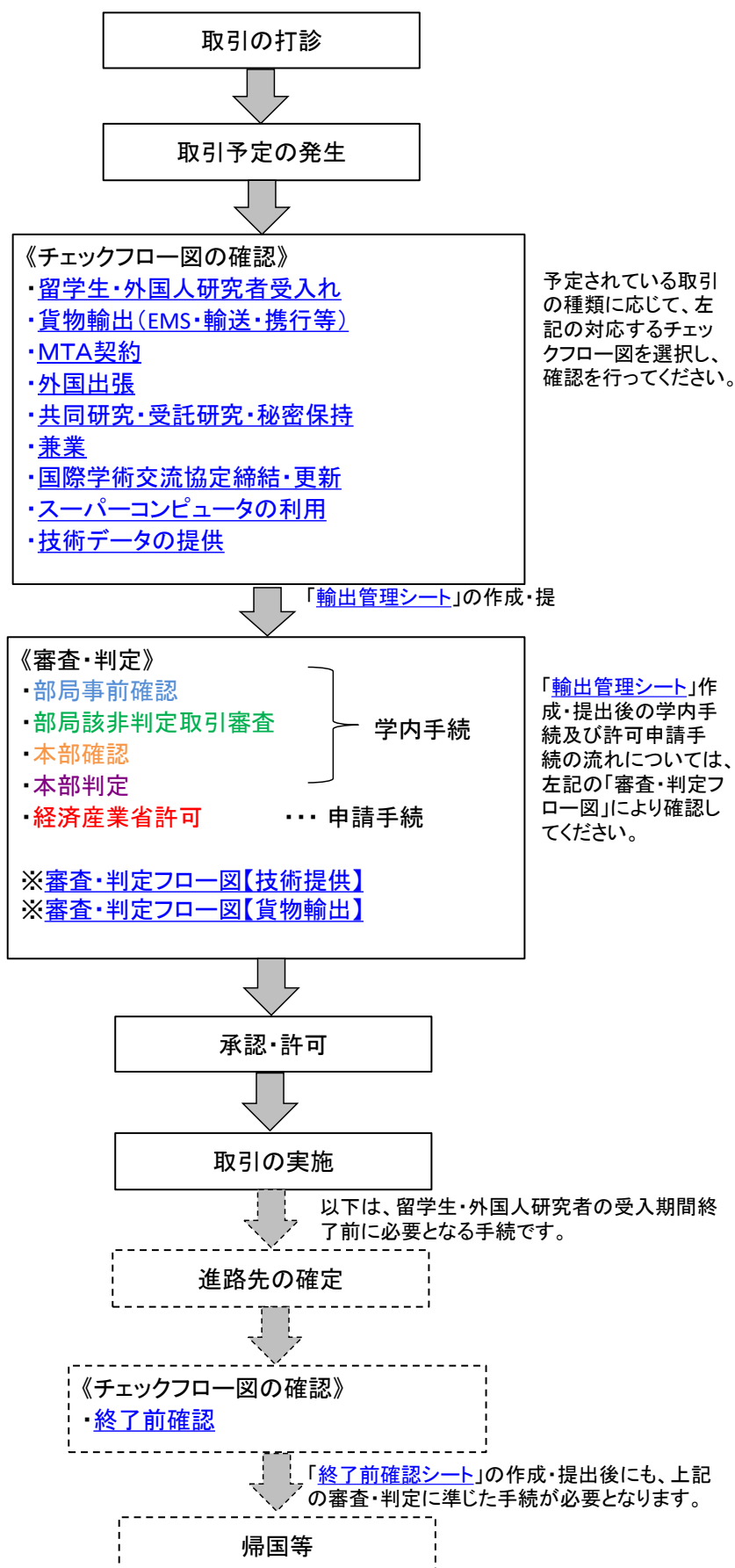
安全保障輸出管理担当者 名簿

所属・役職（補助者）	担当部局名
文学部・文学研究科総務企画係長	文学研究科
教育学部・教育学研究科総務企画係長	教育学研究科
法学部・法学研究科総務企画係長	法学研究科
経済学部・経済学研究科総務企画係長	経済学研究科
理学部・理学研究科総務企画係長	理学研究科 電子光理学研究センター ニュートリノ科学研究センター 学術資源研究公開センター（総合学術博物館・植物園） 数理科学連携研究センター
医学部・医学系研究科 総務課長 （医学部・医学系研究科総務係）	医学系研究科 動物・遺伝子実験支援センター オープンイノベーション戦略機構
歯学部・歯学研究科専門職員	歯学研究科
薬学部・薬学研究科総務係長	薬学研究科
工学部・工学研究科総務課長 （工学部・工学研究科総務課総務係）	工学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 未来科学技術共同研究センター 国際集積エレクトロニクス研究開発センター レアメタル・グリーンイノベーション 研究開発センター 原子炉廃止措置基盤研究センター 環境保全センター
農学部・農学研究科事務長 （農学部・農学研究科総務係）	農学研究科
国際文化研究科総務企画係長	国際文化研究科
情報科学研究科総務係長	情報科学研究科 タフ・サイバーフィジカル AI 研究センター
生命科学研究科総務係主任	生命科学研究科
金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所 先端電子顕微鏡センター

所属・役職（補助者）	担当部局名
加齢医学研究所研究推進係長	加齢医学研究所 スマート・エイジング学術重点研究センター
流体科学研究所総務係長	流体科学研究所
電気通信研究所総務係長	電気通信研究所 ヨッタインフォマティクス研究センター 先端スピントロニクス研究開発センター スピントロニクス学術連携研究教育センター 電気通信研究機構
多元物質科学研究所研究協力係長	多元物質科学研究所 国際放射光イノベーション・スマート研究センター
災害科学国際研究所総務係長	災害科学国際研究所
東北大学病院研究推進室研究協力係長	病院
国際文化研究科総務企画係主任 （東北アジア研究センター担当）	東北アジア研究センター
教育・学生支援部学務課学務企画係長	高等教養教育・学生支援機構 データ駆動科学・AI 教育研究センター オープンオンライン教育研究開発推進センター
学際科学フロンティア研究所 事務室主任	学際フロンティア研究所
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター事務室員	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
情報部情報基盤課総務係長	サイバーサイエンスセンター
埋蔵文化財調査室員	埋蔵文化財調査室
材料科学高等研究所安全衛生管理室員	材料科学高等研究所 知の創出センター
東北メディカル・メガバンク機構 研究協力係長	東北メディカル・メガバンク機構 未来型医療創生センター
マイクロシステム融合研究開発センター 支援室長	マイクロシステム融合研究開発センター
イノベーション戦略推進センター 事務支援室長	イノベーション戦略推進センター
総務企画部国際企画課国際総務係長	国際連携推進機構

（令和5年3月31日現在）

《基本フロー図》



判定手続のフロー図

技術提供・
貨物輸出

フロー図（技術提供・貨物輸出）により手続の有無
をチェック

【輸出管理シート】を作成（※手続有の
場合） → 部局窓口へ提出

教員

事前確認

- 取引の内容
- 取引の相手方
- 技術：例外規定（公知、基礎科学等）
- 貨物：非該当証明書

グループA（ホワイト国）

（技術）例外規定
（貨物）非該当証明書
該当／有 非該当／無

グループA以外
（懸念先除く）

（技術）例外規定
（貨物）非該当証明書
該当／有 非該当／無

懸念先
・外国ユーザーリスト
・懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）
・国連武器禁輸国・地域（10カ国）

該当判定

- 技術の該当確認
- 貨物の該当確認

リスト規制
非該当 該当

（貨物）例外規定
適用可 適用不可

リスト規制
該当 非該当

（貨物）例外規定
適用可 適用不可

リスト規制
非該当 該当

（技術・貨物）
例外規定
適用可 適用不可

取引審査

- 貨物の例外規定（少額特例、暗号特例等）
- 相手先・用途の懸念
- 明らかガイドライン
- 懸念41品目と懸念区分との関連性
- 研究目的・目標、研究方法
- 兵器開発等の意図の有無
- 兵器等への転用可能性等

（貨物）例外規定
適用可 適用不可

（貨物）例外規定
適用可 適用不可

（技術・貨物）
例外規定
適用可 適用不可

キャッチオール
規制 該当 非該当
（懸念情報あり）

キャッチオール
規制 該当 非該当

〈部局判定〉

取引可 許可申請要 取引可 許可申請要 取引可

「取引可」・「許可申請要」・「取引不可」

本部に届出

本部に判定依頼

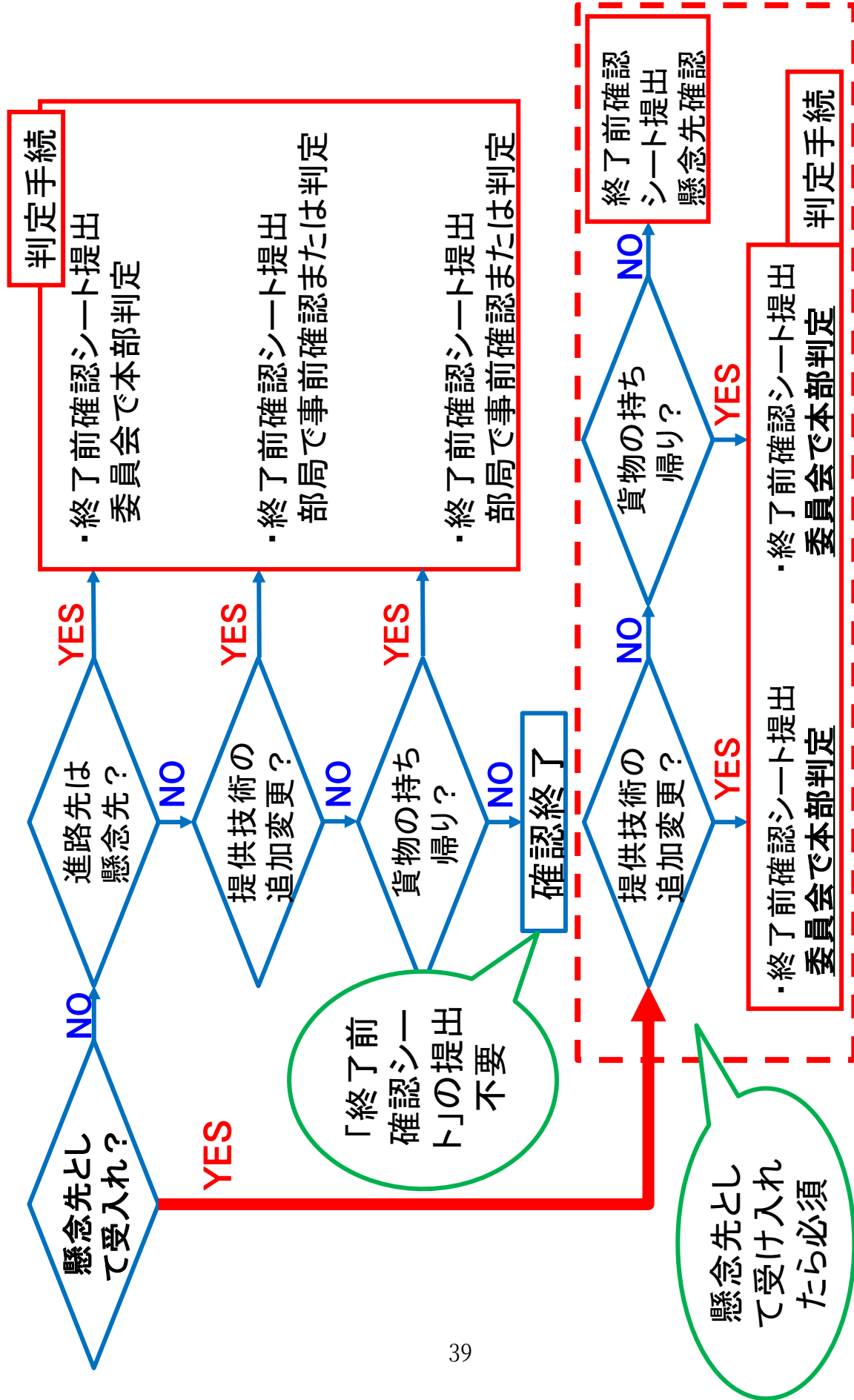
〈本部判定等〉

安全保障輸出管理室で内容確認。※「許可申請要」の場合は、教員から別途、許可申請書類を受領し、経産省への申請手続をサポート。

安全保障輸出管理委員会・統括責任者が審査。※「許可申請要」の場合は左記のとおり。

本部

終了前確認チェックフロー図(簡略版)



※特定類型該当者については、「懸念先として受入れ」と同様の流れで確認を実施

安全保障輸出管理に係る 教員全学講習会

日時 令和5年7月25日(火)13:00~13:50
講師 安全保障輸出管理委員会委員長
工学研究科副研究科長 教授 足立 幸志



自己紹介

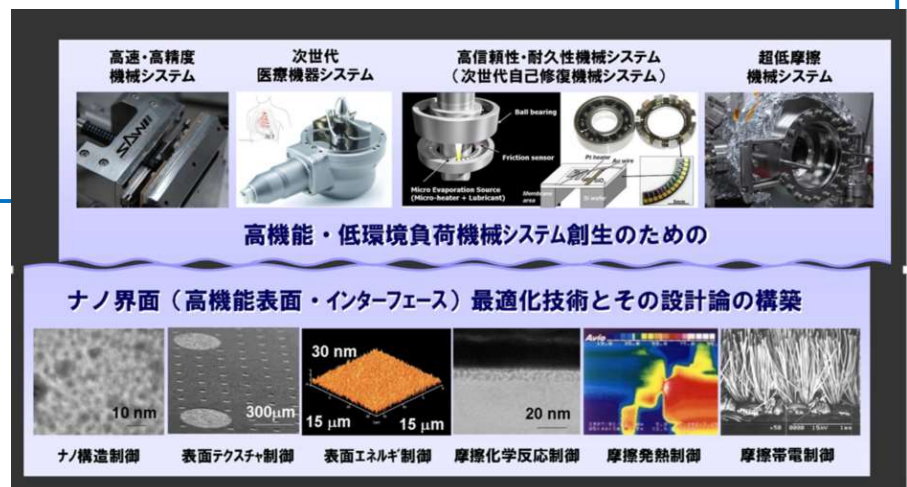
工学研究科 機械機能創成専攻 機能システム学講座
ナノ界面制御工学分野 教授 足立幸志

研究キーワード

- 自己治癒力を有する超低摩擦機械システムの創成
- 超低摩擦発現のための表面テクスチャ、スマートコーティング
- バイオトライボロジー
- 高機能界面創成の視점에立脚した機械設計

留学生・研究生の 受入れ

中国, フランス, 米国
インドネシア, 韓国,
インド



- ◆ 日本における急速なグローバル化の進展を背景に、文部科学省は**大学の国際化**を進める事業を展開
- ◆ 本学では「**指定国立大学法人**」の指定を受け、世界三十傑大学を目指し、人材育成・研究力強化事業を推進

アクセル

大学の推進力となるもの

- ✓ 国際共同大学院を中心とした特色ある学位プログラムの提供
- ・ダブルディグリープログラム等による
外国人留学生の増加
- ✓ 世界トップレベル研究拠点の形成
- ・世界水準の教育環境・人材育成の実施
海外有力大学等との共同研究等の増加

増加

先生方の活動を制限するものではなく、**自由な教育・研究環境を**
保証するための前提となるもの

安全保障輸出管理

ブレーキ？
ではなく...

2

1. **日本の** 安全保障輸出管理規制

2. **東北大学の** 安全保障輸出管理体制

1. 日本の 安全保障輸出 管理規制

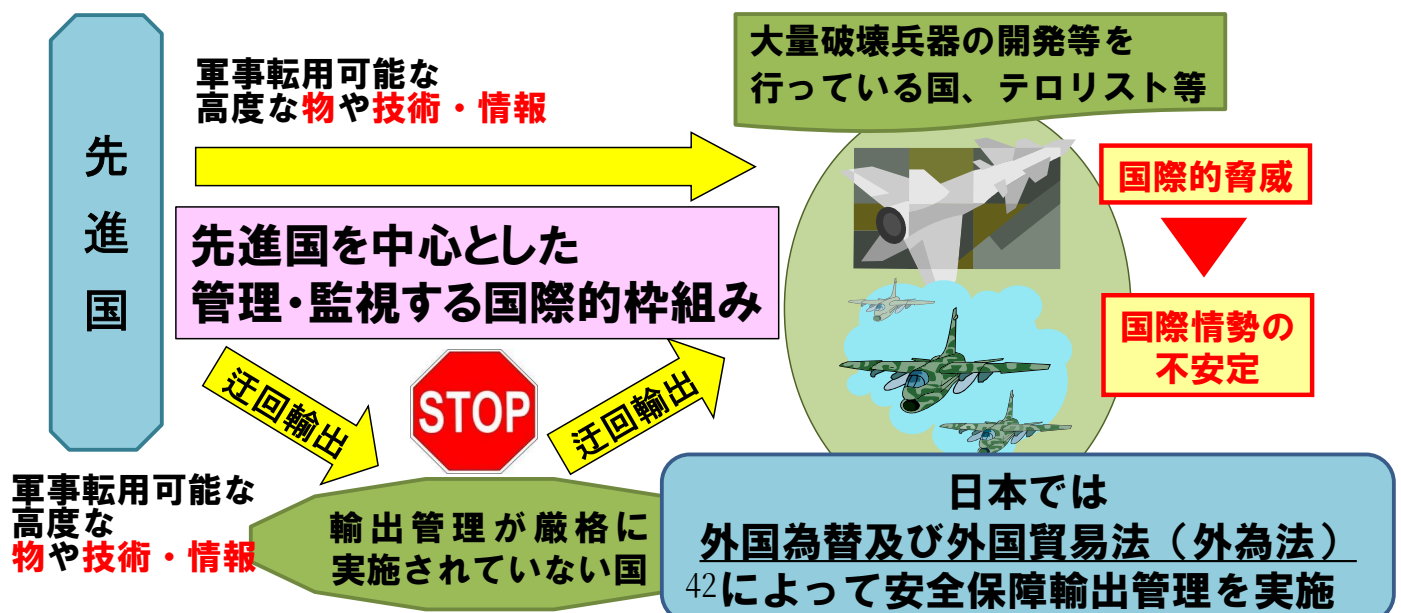
- (1) 安全保障輸出管理
 - 経済産業大臣の許可の取得について -
- (2) 規制されること
 - 外国為替及び外国貿易法（外為法）による2種類の規制について -
- (3) 許可の取得が免除される例

4



安全保障輸出管理とは

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器の開発等を行っている国などに渡った場合、**国際的な脅威**となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、**先進国を中心とした枠組み**を作って貿易管理に取り組んでいます。



5

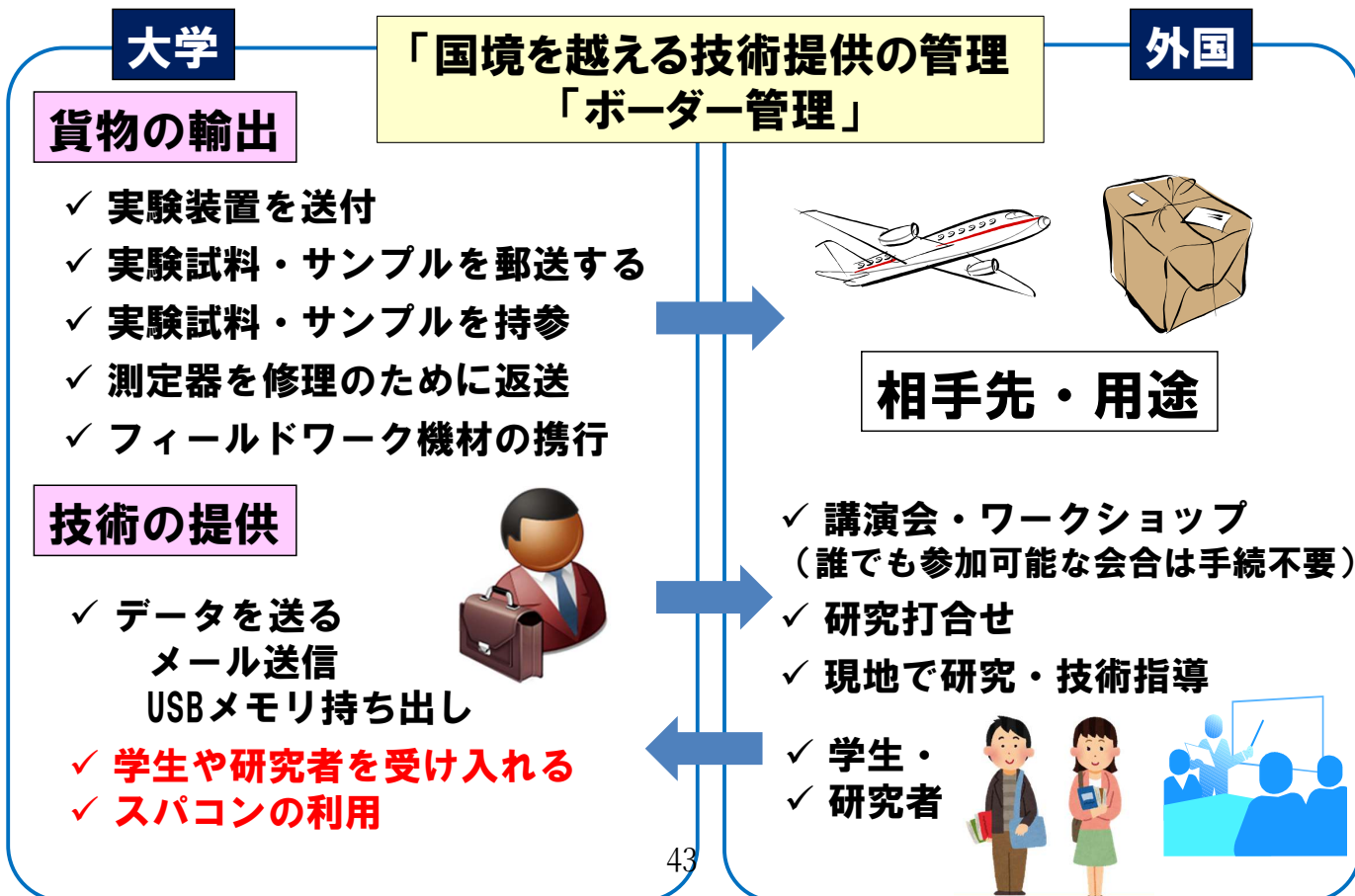
特定の貨物を外国に輸出し、又は特定の技術を外国若しくは非居住者に提供する(**特定類型に該当する居住者への提供含む**)に当たり、**一定の要件に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可を必要とする**

企業や貿易会社、メーカーの製品開発に関する問題のように考えがちですが、**大学においても様々な場面で輸出等が発生します**



6

大学で輸出管理が必要となる例



43

7

➤ リスト規制【すべての国・地域対象】

輸出する貨物又は提供する技術が**リスト規制に該当する場合**には、**相手先を問わず、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度**

貨物や技術で判断

➤ キャッチオール規制【グループA(ホワイト国)以外対象】

輸出する貨物又は提供する技術が**リスト規制に該当しない**場合であっても、**相手先や使われ方により、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合**には、原則として**経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度**

相手先や使われ方で判断

8

リスト規制

- リスト規制は、貨物や技術の仕様(スペック)が、法令で規制されているものか否かを判断(**該非判定**)します
- 規制項番は、武器、原子力等分野別に1項から15項に分類されており、各項番によって規制される品目が示されています

項番	輸出規制品目例(赤字は本学で使用されており過去に判定を行った貨物)
1	武器 軍用航空機、軍用人工衛星、軍用細菌製剤・化学製剤等
2	原子力 重水素・重水素化合物、ロボット等、アルミニウム合金、真空ポンプ等
3	化学兵器 軍用化学製剤の原料、化学製剤用製造機械装置等
3の2	生物兵器 軍用細菌製剤の原料、細菌製剤用製造装置等
4	ミサイル 無人航空機、ロケット誘導装置、推進薬原料、サーボ弁、ガスタービン等
5	先端材料 チタン・ニッケルなど合金粉、金属製磁性材料、セラミック複合材料等
6	材料加工 ロボット、軸受、数値制御工作機械、コーティング装置等
7	エレクトロニクス サンプリングオシロスコープ、ネットワークアナライザー、半導体基板、集積回路等
8	電子計算機 電子計算機
9	通信 伝送通信装置、通信用光ファイバー、暗号装置等
10	センサー等 光検出器・冷却器、高速度撮影可能なカメラ、レーザー発振器、レーダー等
11	航法装置 衛星航法システム 電波受信機、ジャイロスコープ
12	海洋関連 水中ロボット、潜水艇、水中回収装置、浮力材
13	推進装置 人工衛星・宇宙開発用飛しょう体、無人航空機、ガスタービンエンジン等
14	その他 粉末状の金属燃料、催涙剤・くしゃみ剤等
15	機微品目 宇宙用光検出器、潜水艇、デジタル伝送通信装置等

判定の
基準となる
「マトリクス表」
を用いて確認

スペックの
詳細はHPで
確認可能

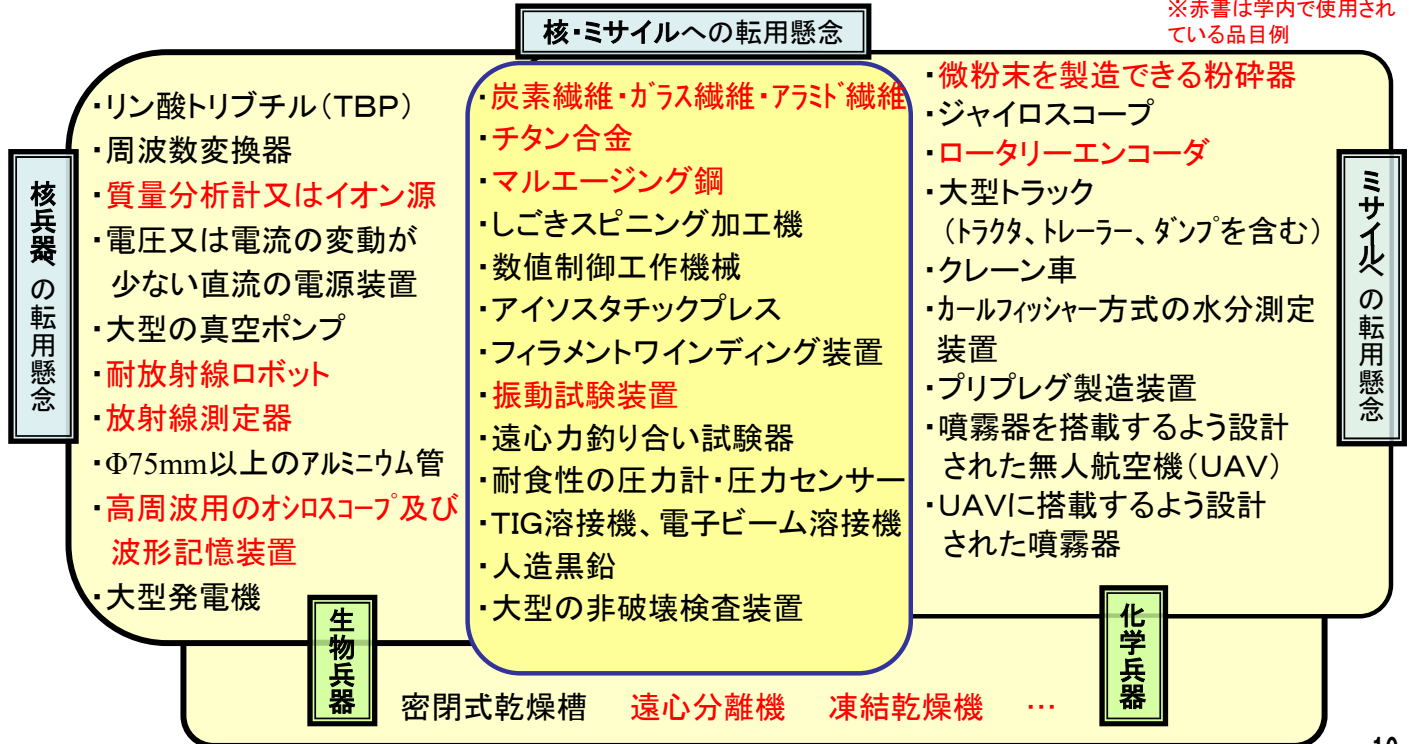
9

キャッチオール規制

➤ キャッチオール規制は、食料品や木材を除く全てを対象とし、貨物や技術が兵器の開発等に転用される恐れがないかを判断します

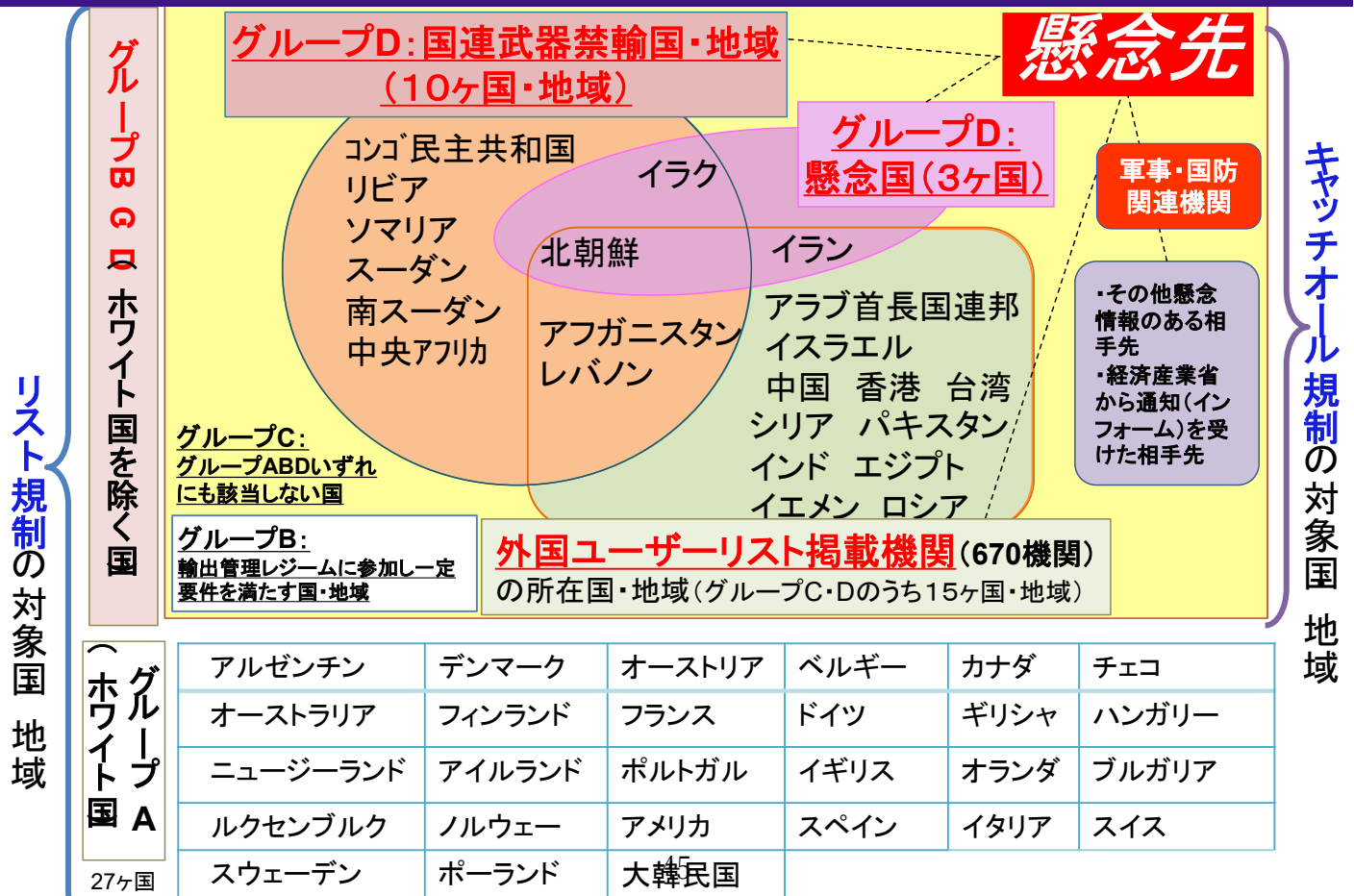
➤ 特に兵器の開発等に用いられる恐れの強いものを**懸念41品目**として指定

※赤字は学内で使用されている品目例



10

相手先の種別



11

大量破壊兵器の開発等に
 ・ 関与しないこと
 ・ 関与し得ないこと
 が明らかな場合を除き
経済産業大臣の許可が必要

東北大学と大学間・部局間協定を締結している大学も一部掲載されています

このような機関からの
 留学生等の受け入れ
 については、
 慎重な審査が必要

※外国ユーザーリストは不定期に改訂されますので最新のものを確認ください
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	• Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base ...	化学 C
221	イラン Islamic Republic of Iran	Shiraz University		ミサイル、核 M, N
240	イラン Islamic Republic of Iran	University of Tehran	• Tehran University	生物、化学、ミサイル、核 B, C, M, N
344	中国 People's Republic of China	Beijing Institute of Technology (北京理工大学)		ミサイル M
440	中国 People's Republic of China	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	• Beihang University	ミサイル M
474	中国 People's Republic of China	Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱工業大学)		ミサイル M
516	中国 People's Republic of China	University of Electronic Science and Technology of China (UESTC) (電子科技大学)		化学、ミサイル C, M
670	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	• AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod • JSC MMZ • Miass Machine-Building Factory	ミサイル M

12

経済産業大臣の 許可の取得が免除される特例等1/4 規制がある一方で

技術の提供・受入れ

- **公知** (教科書に基づく講義、国際学会での発表等)
 - **基礎科学分野の研究活動** (注意: 後述)
 - **居住者** (日本に6か月以上滞在、日本国内の提供に限る)
 - ...
- 【ただし、特定類型該当者は除く】

貨物の輸出

- 少額特例
- 部分品特例 (半田付けされた電子部品等)
- 無償特例 (海外出張時のPC・携帯電話の携行)
- ...

「**輸出管理シート**」に基づき
 特例の適用の有無について組織的に判断を行います

13

公知の技術とは・・・

◆外為法上の「公知」とは

誰でも制限なく取得可能又は可能にすること

- ✓ 不特定多数の者に対して公開されている技術
- ✓ 不特定多数の者が入手可能な技術
- ✓ 不特定多数の者が聴講可能な技術
- ✓ ソースコードが公開されているプログラム
- ✓ 不特定多数の者が入手・閲覧可能とすることを目的とする場合

**公知の技術
該当例**

不特定多数の者が知れない場合は適用ができない！

- × 相手先に守秘義務を課して技術を提供する場合
- × 特定少数の者にだけ技術を開示する場合

14

基礎科学分野の研究活動とは

◆ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動

◆ 製品の設計または製造を目的としない

経産省が示す自然科学分野例・・・**純粋数学、天文学**といった特定の分野に限定

プレスリリースやHPの研究紹介において、文末等に〇〇の実現が期待できる・・・というような表現をしている場合

一般的には、**基礎科学**(そのもの)だと思われ、特定の製品への応用を直接の目的としない場合であっても**結果として製品応用につながる可能性のあるものは、経済産業省から適用を認められない傾向がある**

製品への応用の可能性があると判断され、基礎科学の適用は難しい

※プレスリリース等の表現に制約を与えるものではありません

適用の可否は慎重に判断されます

15

居住者及び非居住者の区分

海外に居住する日本人も対象になることがあります

居住者

日本人の場合

- ① 我が国に居住する者
- ② 日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ① 我が国にある**事務所に勤務する者**
- ② 我が国に**入国後6月以上経過している者**

法人等の場合

- ① 我が国にある日本法人等
- ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③ 日本の在外公館

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より

非居住者

日本人の場合

- ① 外国にある**事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者**
- ② **2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者**
- ③ **出国後外国に2年以上滞在している者**
- ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ① 外国に居住する者
- ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③ 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）

法人等の場合

- ① 外国にある外国法人等
- ② **日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所**
- ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

原則、学内手続(輸出管理)は**居住性**に関わらず実施

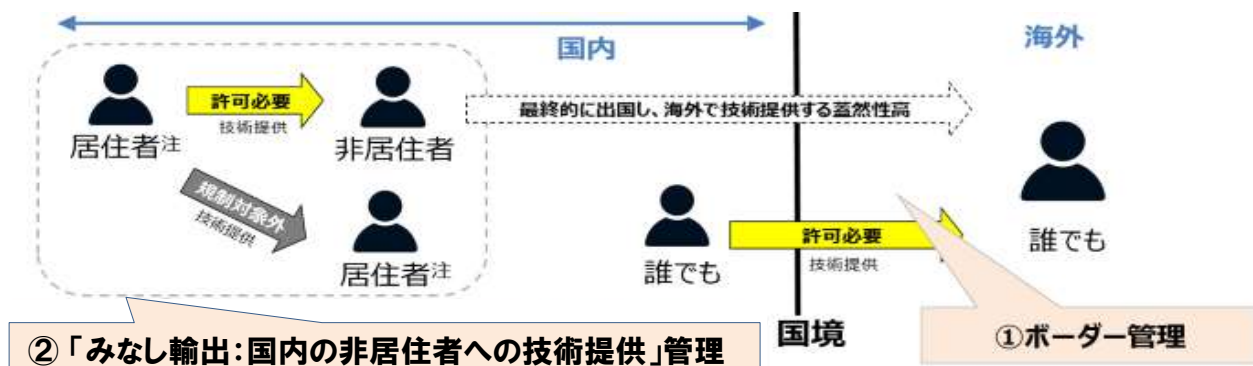
16

「みなし輸出」管理の概要

外為法に基づく「みなし輸出」管理の概要

(経済産業省HP掲載「みなし輸出」管理の明確化について)より

- 我が国では外為法に基づき以下の機微技術提供を管理（経産省への許可申請義務付け）。
 - ① **国境を越える技術提供**（ボーダー管理）
 - ② **国内における技術提供についても、非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、居住者から非居住者に対する提供を管理している（「みなし輸出」管理）**



- 入国後6ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われ、「みなし」輸出管理の対象外となる。**

外国の影響下にある居住者からの機微技術流出懸念に対応できない。

※令和3年11月18日 役務通達（*）改正、令和4年5月1日 施行

*「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

「みなし輸出」管理の運用明確化

- 「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」に係る概念を明確化し、居住者への機微技術提供であっても、下図のように、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。



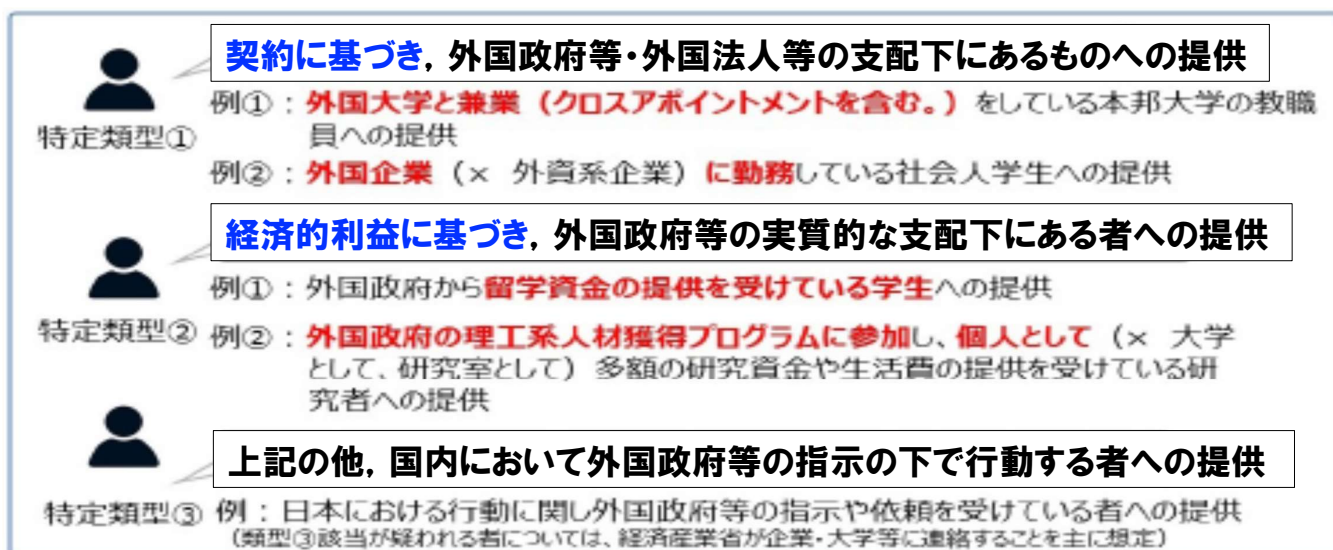
18

「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型

●新たに「みなし輸出」管理の対象となる居住者の類型

＞居住者への技術の提供であっても非居住者への提供と事実上同一と考えられるような居住者は、以下の3類型（特定類型）に該当する者（特定類型該当者）となる。（国籍を問わない。）

（経済産業省貿易管理部「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版より）



●「みなし輸出」管理の運用明確化への対応のポイント

- ＞特定類型該当者の確認・把握
- ＞特定類型該当者に対し技術提供を行う場合は、居住性にかかわらず輸出管理の手続きを実施

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合があります
(罰則の対象: 教員個人、法人)

刑事罰

個人: 最大 3000万円の罰金
法人: 最大10億円の罰金

行政罰(行政制裁)

・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

その他

・ 経済産業省からの警告
・ 事情聴取・立入調査
(その他、過去5年間の外為法違反案件を全学的に調査するよう求められます。)

・ 経済的損失
・ 研究指導の中止
・ MTA契約等の撤回
・ 社会的評価にダメージ
・ 大学のイメージの悪化
・ 信用の失墜 など

法令遵守の観点からも
輸出管理に確実に取り組んで
いただくことが大切です

20

2. 本学の 安全保障 輸出管理体制

東北大学における

(1) 安全保障輸出管理の目的

(2) 輸出管理体制

- 慎重かつ詳細な検討と迅速な判断の両立について -

(3) 具体的にすべきこと

- 入口, 中間, 出口での管理について -
- 輸出管理シート, 該非判定について -

(4) 留意点 (過去の事例より)

・ 慎重
・ 迅速化
・ 効率化
・ 簡素化

21

◆輸出管理は法令上の義務

大学等においても輸出管理体制の整備・構築が

➤ 外為法, 輸出管理の目的

国際的な平和及び安全の維持

管理体制発足

➤ 本学の輸出管理目的(輸出管理規程第1条)

学術研究の健全な発展等に寄与する

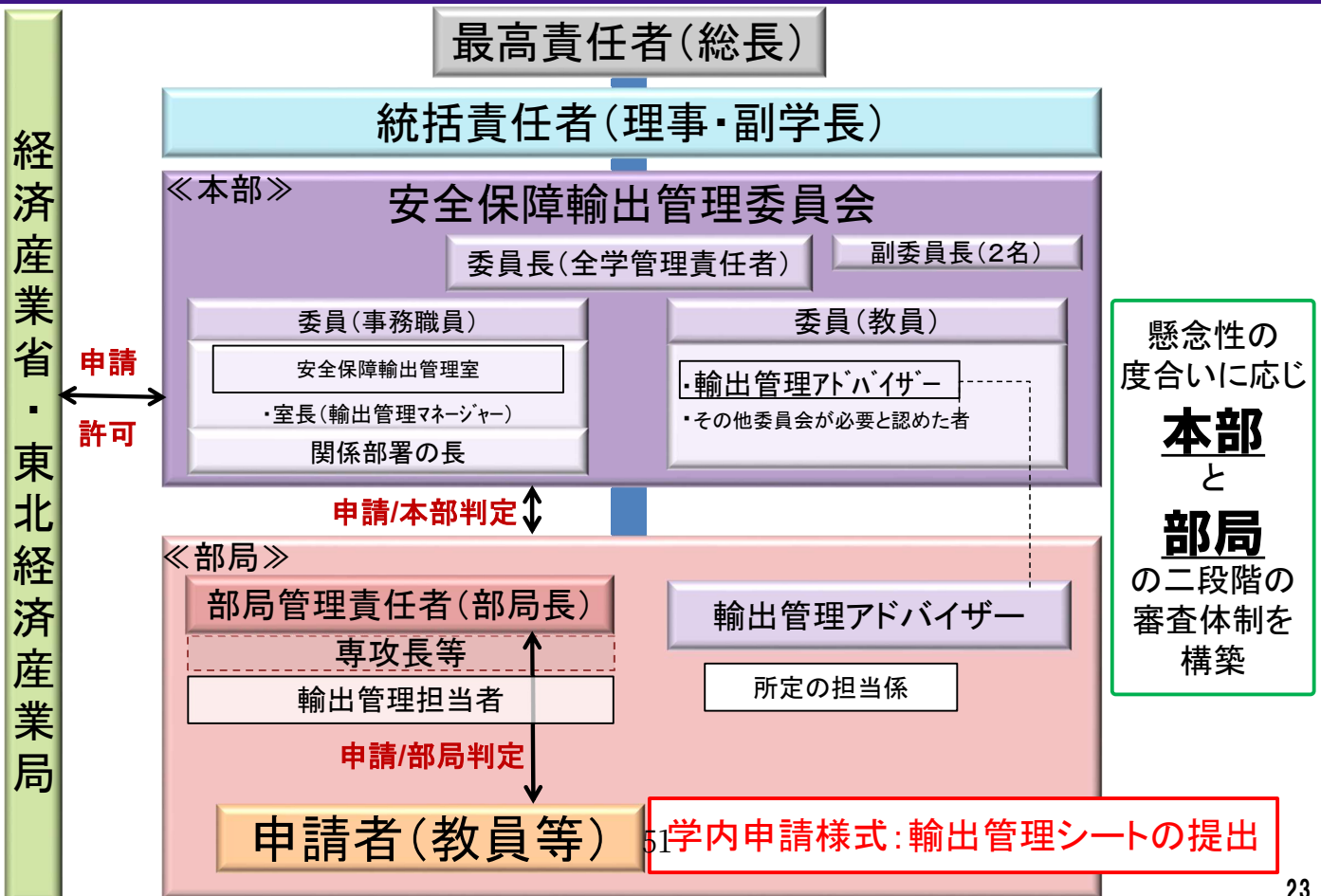
➤ 本学の輸出管理基本方針(同第4条)

法令を遵守し、**国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない**

先生方が安心してグローバルな研究活動を行える支援のための輸出管理体制を構築

22

東北大学の輸出管理体制



23

懸念性の度合いに応じて
管理方法を変えることにより
濃淡管理を行い
迅速な審査に努めています

懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
高 High-risk: 転用可能性が相対的に高い重大なケース 懸念先からの受入れ等	部局 管理責任者 (部局長)	安全保障 輸出管理室 (事前審査を実施)	安全保障 輸出管理委員会, 統括責任者 (理事・副学長)
中 Middle-risk: 該非判定等に慎重な判断を要するケース 貨物の輸出等	部局 管理責任者 (部局長)	安全保障 輸出管理室	
低 Low-risk: 明らかに許可不要な軽微なケース 受入(懸念先除)	部局 管理責任者 (部局長)		

Important process
濃淡管理

24

東北大学における輸出管理(全体像)

入口管理

中間管理

出口管理

教員等の手続き

受入打診～受入時

- ・ 予定発生(受入)
- ・ 研究指導(技術提供)の確定
- チェックフロー図の確認、輸出管理シートの作成・提出(特定類型の確認含む)

【受入時】誓約書の取得
(教職員の場合)特定類型該当性に関する誓約書

研究実施時

- ・ 研究の進展・進捗による研究指導(技術提供)の追加・変更
- ・ 受入期間、身分の変更
- ・ 特定類型の変更確認
- 輸出管理シートの再提出

終了前～帰国時

- ・ 進路先等及び技術の再提供の確認
- ・ 貨物の持ち帰り
- チェックフロー図の確認、終了前確認シートの作成・提出(特定類型の変更確認含む)

居住性に関わらず学内管理は継続的に実施
特定類型に該当者の把握を継続的に実施

輸出管理担当者

- ◎判定手続
- リスト規制、例外規定等の確認、特定類型該当者把握

- ◎再判定手続
- 変更内容の再確認
- 受入記録の修正等

- ◎終了前確認手続
- 持ち帰る試料、データ等の内容確認

留学生・外国人研究者を受入、共同研究の実施、試料提供など、
いわゆる国際的な研究・教育活動の予定が生じたら

- (1) 東北大学のトップページより安全保障輸出管理室のHPにアクセスし、
学内手続のフローからチェックフロー図の確認を行います
- (2) 必ず輸出管理シートの提出が必要か否かを確認してください
- (3) 提出のタイミングは相手先から打診や依頼があり、
予定が生じた時点です
- (4) 提供技術の内容によっては、経済産業省の許可が必要になる場合
や、提供技術を変更せざるを得ないケースもありますので、受け
入れが決定する前に手続に着手してください

26

東北大学のトップページ
「国際交流」or
「研究・産学連携」
のページから

安全保障輸出管理
のHPにアクセス

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>



東北大学
TOHOKU UNIVERSITY

click!

大学概要 学部・大学院・研究所 教育・学生支援 国際交流 研究・産学連携 社会連携 情報公開・広報

東北大学で学びたい方へ 社会人・地域の方へ 企業の方へ 同窓生の方へ 在学生の方へ 教員の方へ

東北大学における安全保障輸出管理のホームページです。

東北大学における安全保障輸出管理

◆東北大学TOPへ

MENU

- HOME
- 組織体制
- 規程
- スーパーコンピュータ
- 活動報告書
- 関連リンク

各種ツール

申請システム | 操作マニュアル※ | 申請システムに係るQ&Aはこちら※
輸出管理シート※ | 終了前確認シート※ | 同一貨物の再輸出※ | 調査票※ | 学内手続のフロー※
貨物・技術・一体化マトリクス表 (経産省HP) | 外国ユーザーリスト (経産省HP) |
緊急先とは? | 該非判定事例※ | 許可申請事例※ | ヒヤリ・ハット事例※ |
※は学内専用

TOP

【チェックフロー図の確認】

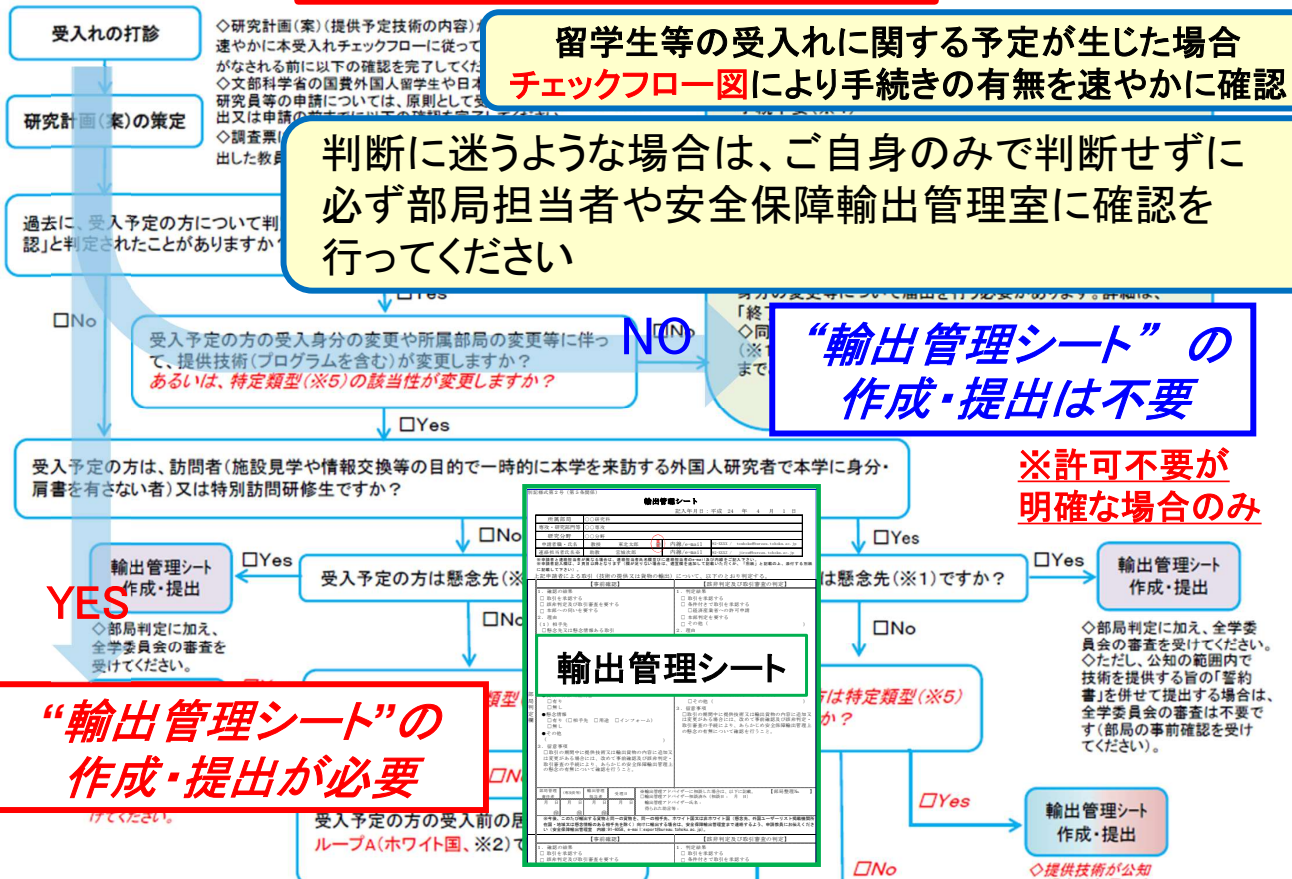
- ・留学生・外国人研究者受入, 受入終了前
- ・貨物輸出(EMS・郵送・携行等)
- ・MTA契約、共同研究等の契約
- ・外国出張
- ・兼業
- ・国際学術交流協定締結・更新
- ・スーパーコンピュータの利用
- ・技術データの提供

留学生等の受入れに関する予定が生じた場合
チェックフロー図により手続きの有無を
速やかに確認

チェックフロー図のほか、各種通知や誓約書等も
こちらのページからダウンロードできます

ここからStart

留学生・外国人研究者受入れチェックフロー図



28

入口管理／輸出管理シートの作成・提出

輸出管理シートに記入する内容

・受入

- ✓ 提供技術の内容
- ✓ 受入期間
- ✓ 相手先の情報(C)
- ✓ 目的・用途 等

※直近以外にも過去の経歴に懸念先
への所属がないか注意が必要です

※特定類型該当性の確認も必要です

※上記の他、共同研究等を伴う技術提供も同様に確認

■ 貨物

- ✓ 貨物の形状、組成等
- ✓ 提供先の状況
- ✓ 目的・用途
- ✓ 輸出予定日 等

※輸出予定日については、余裕をもって
輸出管理シートを提出ください

担当事務にシステム上で提出

部局または安全保障輸出管理委員会

リスト規制及びキャッチオール規制に該当していないか、例外規定等の適用が可能か否か 等について確認、審査

⇒承認後、受入や貨物の輸出が可能

※輸出管理シートの作成は、申請システムから行います

- ・ 輸出管理シートの作成や内容確認はシステム上で行います (2020.1から)

◆ ログイン方法

教職員グループウェア
 →「業務システム」から
 →「13. 安全保障輸出管理
 シート申請」を選択
 または
 安全保障輸出管理HPから
 「申請システム」を選択



輸出管理シート
 申請システム【入力選択】
 画面から申請
 入力方法等、詳細は
 輸出管理HPに掲載している
 申請システム操作マニュアル
 をご確認ください



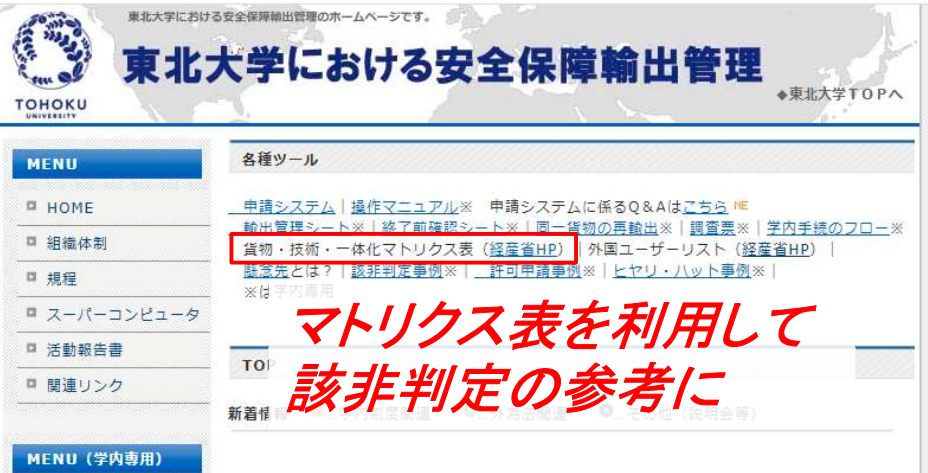
30

入口管理／輸出管理シート(該非判定1/3)

東北大学のトップページ
 「国際交流」or
 「研究・産学連携」
 のページから

安全保障輸出管理
 のHPにアクセス

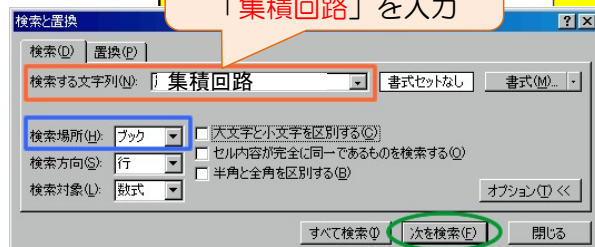
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>



マトリクス表を利用して
 該非判定の参考に

輸出令第7項		貨物等省令第6条		用語
項番	項目	項番	項目	
輸出令 第7項 (1)	集積回路(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令 第6条 第一号	集積回路(モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路(シリコンオンサブスタンス集積回路を含む。)、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。)であって、次のいずれかに該当するもの	集積回路 ハイブリッド集積回路

検索ワード
 「集積回路」を入力



※キーワード検索について

1. 上記URLからExcelファイルを開き、「ホーム」から「検索と選択」→「検索」をクリック(または、[Ctrl] + [F] キーを押す)。
2. 左記の画面になります(「検索場所」以下が表示されない場合、「オプション」ボタンを押して表示させて下さい)。
検索する文字列 にキーワードとなる文字列を入力してください。
検索場所 は「ブック」を選択してください。
3. 入力し終わったら、「次を検索」ボタンを押して検索をしてください。

31

東北大学における安全保障輸出管理のホームページです。

東北大学における安全保障輸出管理

TOHOKU UNIVERSITY

各種ツール

MENU

- HOME
- 組織体制
- 規程
- スーパーコンピューター
- 活動報告書
- 関連リンク

MENU (学内専用)

- 学内手続のフロー
- 各種様式
- 規程・細則
- 通知・事務連絡等
- 調査
- 便利なツール**
- 講習会・研修会
- 監査

該非判定一覧
【リスト規制に該当し、経済産業大臣の許可を得た案件】

《 材料試料 》

項目	申請者 所属部署	輸出貨物の名称	該当項番・省令番号	該非判定・理由
			輸出令 貨物等省令	
原子力	重水素・重水素化合物	原子分子材料科学高等研究機構 リチウム-アルミニウム-四重水素化合物	2項(3) 第1条第3号	該当: ・輸出令別表第1の2項(3)及び貨物等省令第1条第3号に規制された重水素は、自然界に存在する重水素のみを除外しており、濃縮した重水素又は重水素化合物はすべてその規制の対象であるため、両項に該当する。
原子力	生命科学研究所	生命科学研究所	2項(3) 第1条第3号	該当: ・重水素の原子数、重水素の原子数に対する比率が、輸出令別表第1の2項(3)及び貨物等省令第1条第3号に該当する。
原子力	金属材料研究所	金属材料研究所	2項(3) 第1条第3号	該当: ・ジルコニウム含有量が全重量の50%を超えており、輸出令別表第1の2項(3)及び貨物等省令第1条第3号に該当する。
原子力	原子分子材料科学高等研究機構	Ti45N135Zr17	2項(26) 第1条第31号	該当: ・ジルコニウム含有量が全体の50%を超えるため、輸出令別表第1の2項(26)及び貨物等省令第1条第31号に該当する。

2020.11.17 令和2年度定期監査報告掲載のお知らせ

このたびは統括責任者による最高責任者及び関係諸会議への報告を経て、「令和2年度定期監査報告」を掲載いたします。

安全保障輸出管理のHP MENU

- 便利なツール
- 該非判定事例

過去に実施した該非判定案件を

貨物又は技術の種別等により、分類して
エクセルファイルにて掲載

該非確認を行う際の確認対象項番の
選定等に活用ください

32

該非判定書(市販品)

市販品の場合

輸出管理シートに**製造会社等の判定書**を添付することで、**手続に要する時間を短縮することが可能**

入手方法

- ✓ メーカーや販売元等に確認、発行依頼
- ✓ HP上から請求可能な場合や、判定書をHPに掲載している会社も

お客様各位

NECパーソナルコンピューター(株)HPより

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に関する判定

下記の製品について輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に關し検討した結果、下記のとおり判定いたします。
(2017年1月7日施行の政省令改正に対応)

商 品 名	判 定	注
パーソナルコンピュータ (デスクトップ型およびノート型※)	輸出令別1-8項 非該当 輸出令別1-9項(7) 非該当 外為令別8項(2) 非該当 外為令別9項(1) 非該当	○

※モニタセットモデル、モニター一体型デスクトップ、ディスプレイ分離型ノートを含む

KEYSIGHT TECHNOLOGIES

非該当品リスト(オシロスコープ除く)

輸出貿易管理令別表第1の1項から第15項における判定 (2017年1月7日施行の政省令等に対応)

本リストの判定は、施行日現在、弊社カタログ又はホームページに掲載のあるオプションを含んでおります。

品名はカタログや資料により異なる場合がありますので、製品・弊社との関係であるアジャスト・テクノロジー社、ヒューレット

<使用上のご注意>

- 当社は製品を日本から輸出される場合又は技術提供される場合は、日本の輸出規制以外に米国の再輸出規制が適用されます。
- 米国の政府の定める輸出規制への貨物の輸出、技術の提供は禁止されています。
- 米国の政府の定める取引禁止顧客(DPL)への輸出、販売、譲渡等は禁止されています。
- 日本政府が定める「外国ユーザーリスト」対象者への輸出、販売、譲渡等は禁止されています。
- キャッチオール規制に基づき、最終需要者・用途が大量破壊兵器等の開発・製造・使用に關する場合、又は、関与が疑われる場合は輸出が禁止されています。

下記リストの製品は、輸出令別表第2は対象外です。

製品番号	製品名	判定	対象	非該当理由	米国再輸出規制(EAR) : ECCN
10020A	700 MHz Resistive Divider Probe Kit	対象外	---	輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	3A992.A
10070A	X1 PASSIVE PROBE	対象外	---	輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070B	1:1, 1 MOhm, 1.5m, Passive Probe	対象外	---	輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070C	Passive probe, 1:1, 20 MHz	対象外	---	輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070D	Passive probe, 20 MHz, 1:1	対象外	---	輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99

33

➤ 取得対象者

留学生、外国人研究者
(正規・非正規問わず ただし文系(非実験系)、事務職員は除く)

➤ 誓約内容

- ・指導(受入)教員との相談のうえ、必要に応じて **技術の国外持ち出し、貨物の輸出**について **外為法等に従い所定の手続を行う**ことを誓約
- ・研究上の技術情報の使用は民生用途に限ることを誓約

- ✓ 研究上の技術情報を在学(在職)中又は修了(退職)後に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは特定類型該当者に対して提供しようとする場合

研究で知り得た技術の国外持ち出し

- ✓ 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学(在職)中又は修了(退職)後に外国に輸出しようとする場合

研究の結果得られた貨物の輸出

- ✓ 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限り

技術情報の使用を民生用途に限定

34

受入時「特定類型該当性に関する誓約書」の取得

➤ 取得対象者

教職員 ただし文系(非実験系)、事務職員は除く

➤ 誓約内容等

- ・雇用時に**特定類型①又は②に該当するか否か**についての誓約
- ・内容に**変更があった場合は、再度、本誓約書を提出すること**の誓約
- ・内容について、輸出管理上必要な場合には**関係者に情報共有されることへの了承**

◆受入れ時に承認された場合でも
修士課程＞博士課程＞PDなどで研究テーマ・提供技術が変わる場合は再確認・再判定を実施

- 提供技術の内容に追加・変更が生じた場合
- 受入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、国籍のある国が新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定された場合

再確認・再判定手続

- 特定類型該当性の確認・把握
兼業等の手続き、奨学金等の受給状況等の確認手続きにおいて把握し、特定類型に該当し、技術提供を受ける場合は、輸出管理を実施

36

出口管理／終了前確認シートの提出

◆終了前確認シートによる出口管理

- 受入教員は、原則終了予定日の1ヶ月前までに、チェックフロー図により在籍期間中の取引状況及び帰国等に伴う取引予定を確認
(※終了前確認シートの作成・提出が不要となった場合は、その旨を部局輸出管理担当者へ連絡する。)
- 終了前確認シートの提出が必要になった場合は、留学生等の進路先や就職先、貨物及び技術の持ち出し等についてシートを作成・提出
- 懸念先に進学・就職する場合で、提供技術に追加・変更があったことが終了時点で明らかとなったときは、事後的に再判定を実施し、受入に関する提供内容を確認(原則、技術の追加変更については、変更前に手続きを！)

シートやチェックフロー図
はHPから確認

※持ち出そうとする技術情報(資料、データ)や貨物(試料、機器)がリスト規制に該当する場合、持ち出し前に経産省への許可申請及び許可が必要になります

37

➤事例その1(受入)

➤手続の漏れ

事後対応

・輸出管理手続を実施しないまま本学の大学院を修了したC国の元留学生が、**軍事機関出身者**であり、**帰国後、同機関に戻り、軍事開発に関与している可能性**がある旨、経済産業省等から情報提供があった。

- ✓ 受入期間中の指導内容について、経産省から説明要請があり、提供技術の確認のほか、研究室における機器の保有状況について報告を求められた
- ✓ 今後の交流についても注意喚起を受けた

外国ユーザーリスト掲載機関だけではなく、所属機関名(過去経歴含)に「軍(Military)」、「国防(Defense)」等の名称を冠する場合慎重な審査が必要になります

38

➤事例その2(貨物)

➤輸出遅延

・客員研究員として受入れた外国人研究者から、自らが合成した化合物等を母国に持ち帰りたい旨、本人の帰国直前に指導教員が相談を受けた。

化合物はいずれも少量であったため、**輸出管理シートを提出せずに持ち帰らせようとした**が、事務担当者からの助言もあり、輸出管理シートを提出、該非判定を行ったところ、**リスト規制該当品が含まれていた**。

- ✓ リスト規制該当品のため、経済産業大臣の許可を受ける必要があり、帰国時に持ち帰ることはできず、後日許可後に指導教員が郵送することとなった。

少量・少額の貨物であっても学内手続きは必要です。

持ち帰り貨物がリスト規制に該当する場合は、手続に時間を要しますので、早めに確認を行ってください。

外国人研究者自身が日本に持ち込んだ機器についても、帰国の際は、輸出管理シートにより該非を確認してください。

39

✓ JSPS外国人研究者招へい事業等

JSPS招へい事業等では、**研究者が現在の身分を保持して来日**することも多く、懸念先出身者については、提供技術はもとより、所属先での研究内容やその関係性についても確認が必要

※過去の経歴に懸念先がある場合は学内審査が必要！

✓ JSPS二国間交流事業（共同研究・セミナー）

JSPS二国間交流事業により共同研究・セミナーを実施するにあたり、本学からの提供技術がある場合には、輸出管理の手続きが必要

※学内監査において、手続き漏れが確認されておりますので、ご注意願います！

✓ 科学研究費補助金

・「国際共同研究加速基金」等

⇒公募要領に留意事項として「安全保障貿易管理について」の記載があり、科研費による課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、**軍事的に転用される恐れのある研究成果等が、懸念活動を行うおそれのあるものに渡らないよう、組織的対応が求められています**

いずれも内諾時や申請時の初期対応が重要です

40

ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置

ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置（全体像）

輸出等禁止措置	(1) ロシア及びベラルーシ向け国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置	※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術 【22年3月18日】
	(2) ロシア及びベラルーシ向け軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置	※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、推進ガス、ロボット、レーザー溶接機等 【22年3月18日、23年2月3日品目追加（ロシア向けのみ）】
	(3) ロシア向け化学・生物兵器関連物品等の輸出の禁止措置	※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置 【23年10月7日、23年2月3日化学物質35物質追加】
	(4) ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置	※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア357団体、ベラルーシ27団体 ※外務省告示により、ロシア21団体を追加。 【22年3月18日、4月1日、5月17日、7月12日、10月3日、23年2月3日、 3月7日21団体追加 】
	(5) ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置	※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術 【22年5月20日】
	(6) ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置	※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、 油圧ショベル、航空機用エンジン、航行用無線機、電気回路等 【22年6月17日、 23年4月7日418品目追加 】
	(7) ロシア向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置	【22年3月18日、5月20日】
	(8) ロシア向け奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置	※対象品目：高級自動車、宝飾品等 【22年4月5日】
輸入等禁止措置	(9) ロシアからの一部物品の輸入等の禁止措置	※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械、上乗価格を超える原油及び石油製品の輸入（及び海上輸送に関連するサービスの提供） 【22年4月19日、12月5日、23年2月6日】
輸出入禁止措置	(10) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置	1 【輸入は22年2月26日、輸出は22年3月18日】

「外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について（令和5年3月31日経済産業省貿易経済協力局貿易管理部）」より

※ロシア・ベラルーシとの取引（貨物の輸出、留学生等の受入れ、共同研究の実施等）については、事前に安全保障輸出管理室まで連絡願います。

41

昨今、大学等の教育研究活動の国際化・オープンサイエンスの推進により、大学等からの機微技術の流出の懸念が高まっており、大学等に対して機微技術流出防止への取組みが強く求められている。



※安全保障輸出管理の厳格な実施とともに保有する貨物・技術の管理が必要となる。

【保有する貨物・技術の管理の取組例】

➤各研究室・教員等が保有する貨物・技術について把握し、その貨物・技術が輸出管理上の規制(リスト規制)に該当するものかどうかを確認し、それを応じたアクセス管理(リスト規制に該当する貨物の使用管理、リスト規制に該当する貨物が所在する部屋への入室管理、リスク規制に該当する技術情報の管理等)の実施。

42

さいごに

- ・ **海外からの共同研究の打診**
- ・ **試料提供の依頼・MTAの打診**
- ・ **留学生・外国人研究者の受入れ・帰国**

**予定が生じたら
輸出管理の確認手続を
事前に速やかに
実施していただくようお願いします！**

お問い合わせ先:本部事務機構総務企画部
法務・コンプライアンス課 **安全保障輸出管理室**
TEL:217-5920 内線のみ:91-6058
FAX:217-6069
E-mail:export@grp.tohoku.ac.jp

43

おわりに

東北大学安全保障輸出管理委員会における安全保障輸出管理に関する業務内容を取りまとめ、2022 年度活動報告書としてお届けいたします。詳細は本文に記載の通りですが、本年度も大きな問題が発生することなく適切な管理が行われましたことを改めてご報告申し上げますとともに、委員会活動ならびに本報告書のとりまとめに際し、献身的なご協力を頂きました東北大学全構成員の皆さまならびに総務企画部法務・コンプライアンス課安全保障輸出管理室職員の皆さまに深く感謝申し上げます。

ご存じの通り東北大学は全国の大学の中でもいち早く安全保障輸出管理体制が整備され、国内トップクラスの管理体制が構築・維持されています。特に本部と部局の 2 段階審査体制、Web 申請システム、安全保障輸出管理の手順に関するフローチャート等により、安全保障輸出管理に関する申請に係る労力を減ずるとともにミスのない慎重かつ詳細な検討が可能な体制となっています。東北大学全構成員の自由な教育研究環境を保証するためにも、本学の安全保障輸出管理のための種々システムを引き続きご活用いただくとともに、お気づきの点、改善提案がございましたらぜひお寄せください。

2022 年度を振り返ってみますと 2020 年から続く新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵攻は、本学の国際交流ならびに安全保障輸出管理に対し大きな影響を与えました。また、2022 年初めに発信されました外為法の改正にもとづく「みなし輸出管理の明確化」は、適切な機微技術管理の重要性を意味し、それに対する早急な対応の必要性がクローズアップされました。しかしながらそのような様々な課題や変化に対しましても、皆様の多大なるご協力を頂きながら安全保障輸出管理の本来の役割に沿った適切な判断、適切な管理体制の確立を遂行することができました。

国際卓越研究大学を目指す東北大学にとって国際連携は益々重要になって参ります。そして国際連携を安全に進めていくためには安全保障という基本ルールの順守は必須であり、安全保障輸出管理の重要性は益々大きくなって参ります。東北大学全構成員の皆さまのこれまでのご協力に深く感謝いたしますとともに、引き続きご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長

国立大学法人東北大学大学院工学研究科 副研究科長・教授 足立 幸志